

* 0 0 3 1 7 3 6 0 0 0 *

2

0031736-000

6 4 7 - 6 1

町村の予算

土谷覚太郎・著

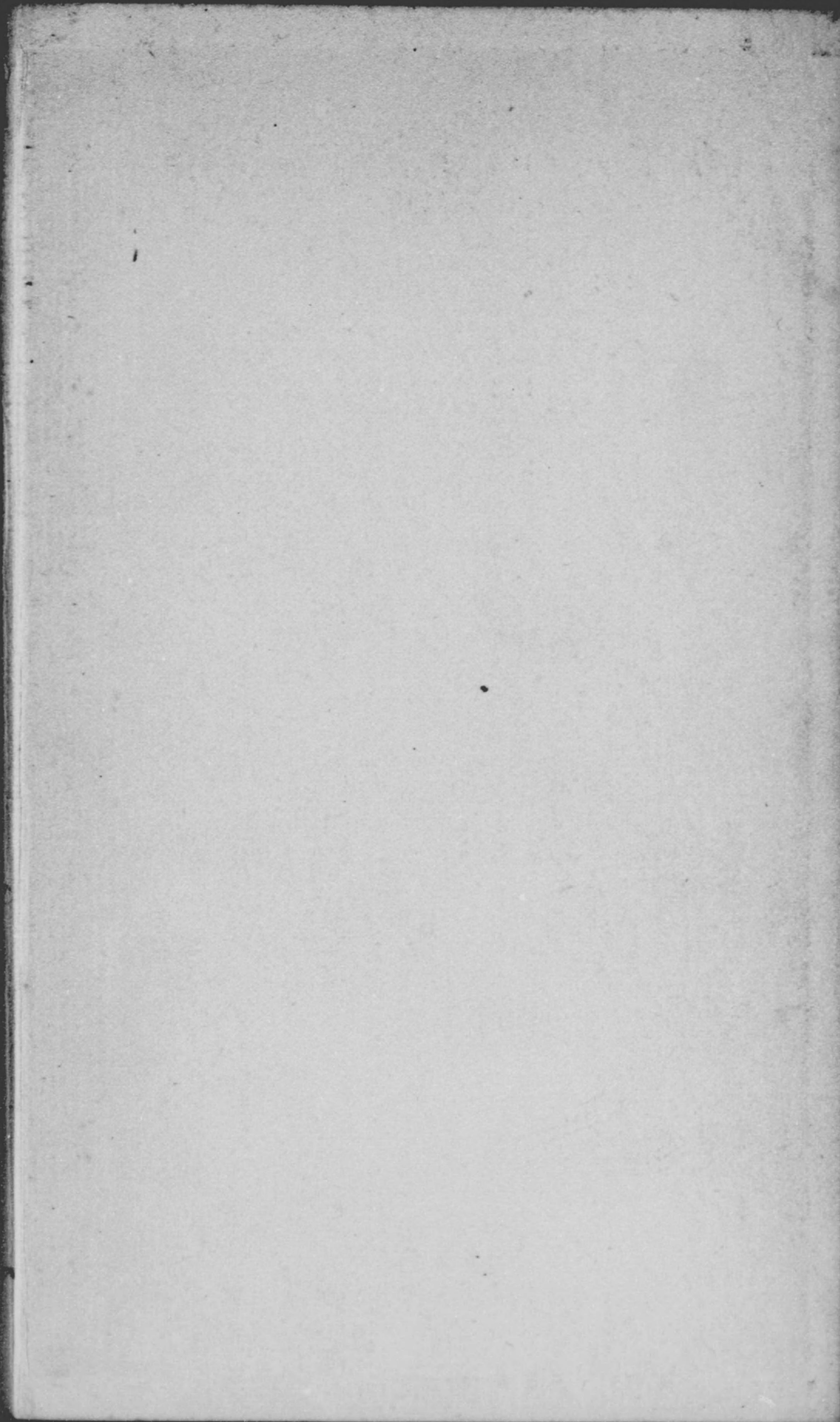
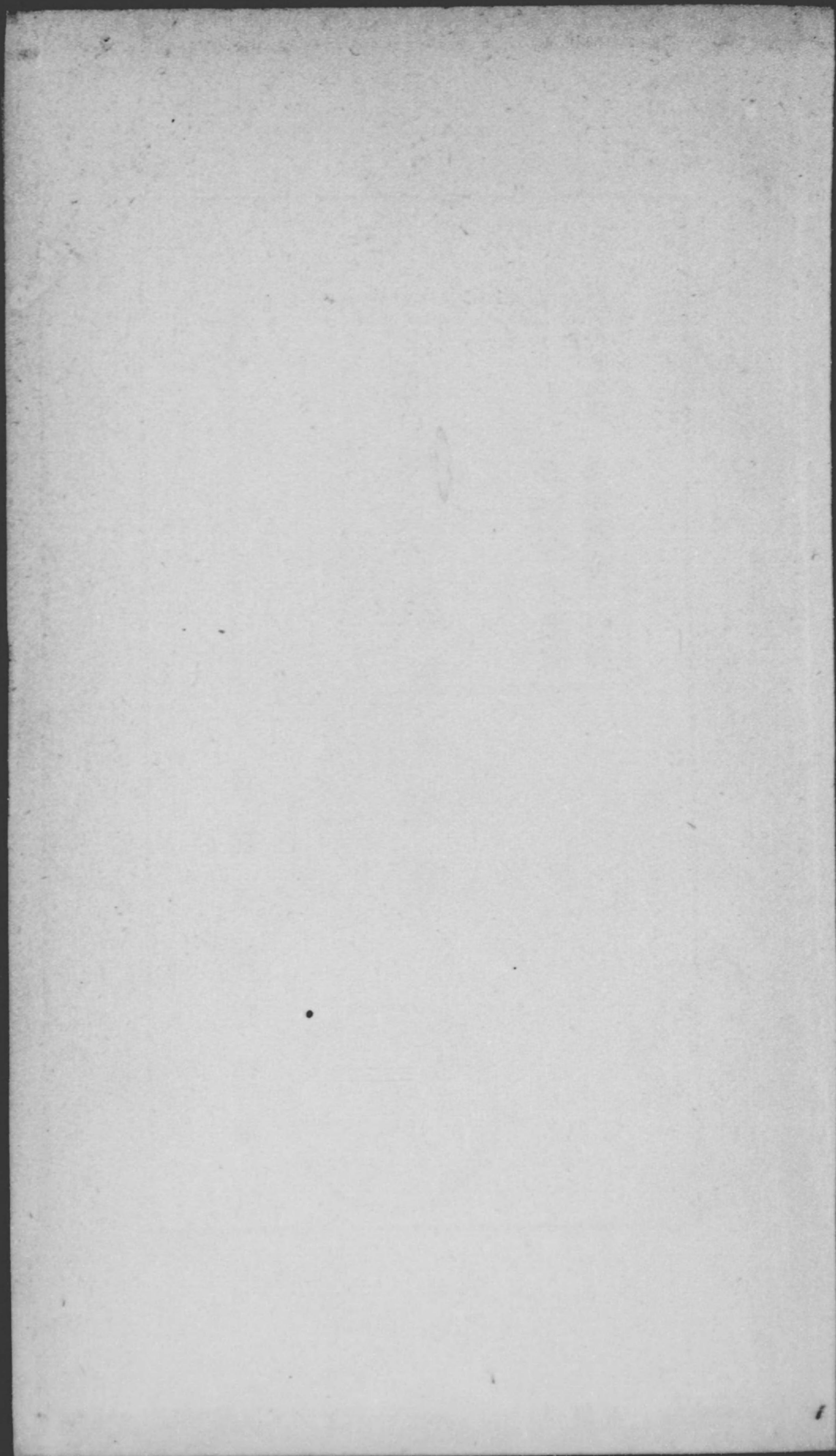
帝国自治刊行会

再版

昭和9

AEC

この著作物は、著作権者不明のため、
第67条の規定に基づき、平成12年
付けで文化庁長官の裁定を受け使用す





町村の豫算
附決算

帝國自治刊行會



上 諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ
増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益
之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保
護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制町村制ヲ裁可シテ之
ヲ公布セシム

明治二十一年四月十七日

御 名 御 璽

序

647-61
町村財務行政の整否は、其の町村の擧否に關し、延て團體の消長に及ほし、住民の利害に直接關係するところとなるのであつて、國運進展に影響する所も蓋し少くないのである。

拙著「町村の豫算附決算」漸く成る。町村豫算は一月間に於ける收支の見積表であるが、又二面から觀れば町村の施設經營の基幹をなすものである。杜撰の豫算は施設經營に齟齬を來すのみならず、町村財政を危胎に陥らしめ、國運振否の根本問題ともなる。洵に重大なるものである。すなはちこれが事務を掌理する町村の理事者並に町村會議員の責任と注意とはまた深甚重厚であらねばならぬ。同拙著は現下町村財政の非常時に際し、匆々稿を纏めて公刊せるも、著述の跡を顧みるとき寔に筆墨の到らざる點少からずして、全身冷水に浴するの感なきを得

町村の豫算附決算

- 一、町村會の議決
- 二、事務報告書及財産表
- 三、豫算關係の別案議決
- 四、豫算と條例規程
- 五、豫算科目中要許可事項
- 六、豫算議決後の措置
- 七、豫算の救済
- 八、豫算審議と議員の心得

第四章 豫算の執行と監督及責任……………(四八)

- 一、豫算の執行
- 二、豫算の監督と責任

第五章 町村決算の調製及手續……………(五九)

- 一、町村の決算
- 二、決算の調製
- 三、決算の様式
- 四、決算の審査
- 五、決算の認定
- 六、決算の告示

附 録

町村の豫算に関する法令

町村の豫算附決算

土谷 覺 太 郎 著

第一章 町村の豫算についての概説

一、豫算の意義

豫算とは通例市町村の豫算を指すのであるが、市町村組合、町村組合、市町村内の一部二區、市制第六條の市の區等の公共團體の財政經理に付ても夫々豫算を調製せねばならぬ。然らば「町村の豫算とは何ぞ」私は次の如く答へる。

一、町村財政の豫測である

第一章 町村の豫算についての概説 一、豫算の意義

豫算は町村財政を豫め測つて置くものである。即ち町村財政の經理は豫算なくして、絶對に爲し得ないのである。

二、收支の見積表である

町村の財政を經理するには歳入と歳出とがなくてはならぬ、之を見積り其の收支の關係を明かにするのが即ち豫算である。市制町村制施行規則第三十三條に「市町村稅其ノ他一切ノ收入ヲ歳入トシ一切ノ經費ヲ歳出トシ歳入歳出ハ豫算ニ編入スベシ」と規定し、苟も町村の收支に關しては其の大小となく、悉く之を豫算に編入せしむることにしてゐる。

三、一定の期間のものたること

町村制第百十三條第二項に「町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル」と、一定の期間に於ける收支の見積表である。

四、町村會の議決を経べきものたること

町村制第百十三條第一項に依つて、年度開始の一月前二月末日迄に町村會の議決を経なけ

ればならぬのである。しかし町村制第七十五條、第七十六條等に依り町村會の議決を経なくとも執行することを得る特例がある。

五、町村長に對する執行權の告達である

豫算それ自體は法規訓令ではないけれど、豫算に關する他の法規の制限あることに依り、結局豫算は町村長に對する一種の執行權を約束する告達であつて、成立したる町村の豫算は町村長に依つて執行さるべきもので、町村長は執行の責任を負はされるのであると同時に、町村會は町村長より提出したる豫算案に對する議決の義務がある相互關係を有するものである。

二、町村と豫算

町村は地方最下級の自治體たると共に、一面國家構成の行政を變理する基本團體である。蓋し町村自治の興廢は延て國政の消長に係る所大なるものがある。一家が存立するのに經濟と云

ふことが離れ得ないと同様に、町村が公法人として存在し活動する以上、財政を離れては其の存在を認められない。豫算は財政經理の羅針盤であり町村の自立自衛上、極めて重要なものであることは、茲に更めて詳述するの要なしと思ふ。

町村の施設經營に要する一錢の税金も一錢の手數料、使用料も豫算に交渉なくして之を徴收することを得ないことは勿論で、一枚の半紙、一杯のお茶でも豫算を度外視して購入することは許されない。町村の存在する所に豫算の觀念と實在とがある。

さて豫算は何故に必要か

一、豫算は町村財政自衛上の必要である。

豫算は町村財政自衛上必要であつて、只町村長若くは町村會が自由に財政の運用施行をするとせば、町村財政の確立と云ふことが期せられないことになる。従て町村民をして著しく不安の念にかられ、町村の平和圓滿を期すことを得ないこととなる。

二、町村施設經營の豫測を立つる上に

町村の施設經營は多種多岐である。故に一定の方針を定めて其の施行の順序を決めなくてはならぬ。即ち豫算は施設經營の豫測を爲すものである。

三、町村の財政計畫を一定する爲めに

町村の計畫の其の事業は長期に亘るものが多い故に一定の期間を劃して收支の見積りを立つることは、取りも直さず町村財政の一定を期し得る所以である。

四、町村民に自治的自覺を與へる爲めに

町村の進展は町村民が自治的自覺をする處に其の出發點がある、毎年度歳入出豫算を調製することは町村民に町村財政の一斑を周知せしむると同時に、自治民としての自覺を促進する上に効果がある。

五、町村財政の状態を明確ならしむ

豫算は町村財政の状態を明確ならしむに必要な資料である。豫算ありて初めて町村民負擔の狀況が判り、町村財政の一斑を知ることが出来る。

六、収入支出を明にする爲めに

町村の支出は町村民の負擔に其の財源を求めるのであるから、町村としては町村民に對して收支を公開するの義務がある。收支を公開するために豫算決算の制度が必要である。

三、豫算の編成

一、歳入と歳出

豫算は歳入、歳出の二大部門から成るものであることは前述した通りである。

「歳入」とは、一會計年度間に於ける町村の一切の収入金で、公法上の収入たると私法上の収入たるとを問はない。公法上の収入とは、使用料、手数料、過料、過怠金、加入金、夫役現品換算金、町村税、徴收受付金、受益者負擔金、督促手数料、延滞金、滞納處分費、道路占用料、圖書閱覽料、教育委託料、汚物掃除法第八條の徴收金等で、町村が權力關係により其の住民又は其の区域内にある土地物件の所有者、使用者、占有者並營業者及特定行爲者其他町村の營

造物の使用者等より強制徴收するもの及法令の規定に依り公的収入と爲すものである。私法上の収入とは、貸地料、貸家料、貸家利子、公債社債利子、株式配當金、預金利子、寄附金、土地物件賣拂代、工事請負違約金、損害賠償金、公債等で、町村が一私人と對等關係の契約、其他私法行爲に依りて取得する収入である。町村制第一百二十二條第三項の所謂一時借入金は、一般の公債のやうに負擔を將來に胎するものでなく、年度内豫定収入を得られない場合の一時の補充に過ぎないのであるから純然たる町村の歳入とは謂はれない。又財産に屬する收入、例へば貸金の返済金收入、債券の償還金收入の如きは、町村の歳入中に含まないのであるが、財産より生ずる收入、例へば預金利子、小作米賣拂代金、株式配當金、債券割増金、延滞利息等は財産より生ずる果實なりと雖も、歳入として處理すべきである。

「歳出」とは、町村役場費、會議費、病院公園上下水道其他公企業に關する諸費、神社費、小學校費、傳染病豫防費等で、一會計年度間に生ずる一切の經費で、町村制第九十六條の「町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨

スル義務ヲ負フ」と、町村の存立上必要なる経費なるか、又は法令に依り命ぜられたる町村の負擔である。豫算が歳入及歳出を併て計上せしむる所以のものは、一に豫算の執行を適當ならしめ收支の均衡を明瞭ならしむるが爲めである。故に豫算の編成に方りては、歳出に付ては經費の不用なるものは努めて之を省き、緊要なる施設乃至事務の費用に止め、以て經費の著しき膨脹を防止するの要あるは勿論、歳入に付ては町村制第九十六條第二項の「町村ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依り町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得」の規定を俟つまでもなく、住民の負擔關係を考慮して豫算の本質を害せざる様深甚の注意を拂はねばならぬ。

二、經常部と臨時部

町村の豫算は歳入歳出より成るの外、其の性質に従ひ之を經常部と臨時部に分つべきことは、市制町村制施行規則第四十七條に「歳入歳出豫算ハ必要アルトキハ經常臨時ノ二部ニ別ツベシ」と規定してある。「經常」の經費は經常の收入を以て支辨し、「臨時」の經費は臨時の收入を以て

支辨することを得せしむるは財政經理上の常道であつて、若し更に財政上の安固を圖らむとすれば、經常の收入を以て經常の經費を支辨し、其の餘力を以て臨時費に充つるのが順序であつて、反之經常の經費を支辨するに經常の收入を以て不足を來し、之を臨時の收入に求めねばならぬが如きは、財政上甚しき不健全なる状態に有りと云はねばならぬ、町村豫算の編成に方り歳入歳出共之を更に、經常及臨時に分別せしむる目的は一に茲に存するのである。尙經常並臨時の歳入歳出を理論的に謂へば、經常の歳入歳出とは恒久的性質を有し、其の收入若くは支出が大體年々繰返さるるもので、臨時の歳入歳出とは短期不定の性質を有し、其の收入若くは支出が一時限り、又は或る短期間を限り繰り返さるるものである。

市制町村制施行規則第四十七條が「必要アルトキハ」と規定せらるるに依り、其の必要の有無を財政の實情に應じ判定せなければならぬが收支概して安定し、臨時支出を要せない場合、又は或種の特別會計例へば基本財産の蓄積、役場吏員の退職料等支給に關する特別會計等は、經常、臨時部に區分を省略してもよいのである。

三、款 と 項

「市町村豫算へ之ヲ款項ニ區分スベシ」とは市町村制施行規則第四十七條第二項の規定にして、豫算編成上の重要な點である。之を「豫算の分科」と稱し、豫算の執行を完からしめ經費濫用の弊を防止し、且決算調製の基準をなすものである。

さて款項の種類は如何に定むべきか、之に關しては市制町村制施行規則別記様式市町村歳入歳出豫算様式に夫々明定しあるを以て、之に準じ夫々款項を定むればよい、豫算様式第十六に「特ニ本様式ニ掲グル歳入歳出科目ノ外適宜ニ款項目ヲ設クルモ妨ゲナシ」と規定しあるを以て、町村豫算編成上特別の必要あるときは、様式所定の科目以外に款項の新設を爲し得る。されど各款金額の流用は法の禁止する所であるから、徒に多くの款を新設することは、反つて運用上不便を來すことがある。又豫算様式に依れば款及項の外「目」を設けてある。此の目は豫算の説明の爲めに設くるものであつて、茲に所謂豫算分科の一態様として見なくてもよい、従つて目の金額に付ては法令上何等の制限がないから、必要あるときは理事者限り彼此流用し、以て豫算經理の便宜を圖つて差支ないのである。

四、豫算の説明

豫算編成要件として豫算に對しては必ず説明を付すべきこととしてゐる。市制町村制施行規則第四十八條に「歳入歳出豫算ニハ豫算説明ヲ附スベシ」と規定したものが即ち之である。「豫算の説明」とは豫算各項金額の内譯、種目、經費、所屬の事由及基礎を明ならしむるものであつて、豫算審議上の参考資料となり豫算運用上の指針となるのである。

豫算の「附記」は豫算の基礎たるを以て、自ら款及項の豫算に對し其の執行力を拘束するに至るのであるが、豫算款項の目的に違背せず、適當の裁量を加へて執行するは敢て不可ではなし。

豫算説明の記載に付ては市制町村制施行規則別記様式市町村歳入歳出豫算様式記載例を參看すべきである。

五、豫算の様式

町村制第二百二十三條に「豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣

之ヲ定ム」と規定し、内務大臣の決定に委した式は、大正十五年六月内務省令第十九號市制町村制施行規則第五十條「市町村歳入歳出豫算ハ別記市町村歳入歳出豫算様式ニ依リ之ヲ調製スベシ」と明定した様式並記載例に依らねばならぬ。

この豫算の様式は先づ通常豫算の様式を示し、其の備考第二項に「歳入歳出豫算ノ追加又ハ更正ノ豫算ハ本様式ニ準ジテ之ヲ調製スベシ」と追加更正豫算の調製様式を示し、且備考第一を以て「特別會計ニ屬スル豫算ハ本様式ニ準ジ之ヲ調製スベシ」と規定し、特別會計豫算も通常豫算の様式に準じて之を調製すべきであるから、其の記載及備考を精讀以て調製を誤らぬ様深甚の注意を拂はねばならぬ。また市町村組合又は町村組合の豫算に付ては、市町村歳入歳出豫算様式記載例第十七項に「市町村組合、町村組合ニ於テハ分賦法ニ依ルモノハ歳入科目「市町村税」ノ款ヲ「分賦金」トシ左ノ例ニ依ルベシ」との規定がある。即ち之に依り豫算科目を設けねばならぬのである。

第二章 豫算の調製及種類

一、豫算の調製

町村の豫算は町村制第百十三條に依り「町村長ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ經ヘシ」と、其の調製が町村長の仕事であり、町村會は其の提案を俟つて之を議決するの権限を有するのに過ぎぬのである。尙又町村制第四十條第一項第三號、第七十二條第二項第一號等の規定を參看すれば更に明瞭である。

町村の豫算は遅くも年度開始の一月前に、町村會の議決を経なければならぬ。即ち町村の會計年度は政府の會計年度に依るもので、其の年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るを以て、四月一日の一月前二月末日迄に、町村長は町村會に提出して、議決を経なければならぬのであるから、少くとも町村長は毎年一月中には調製を完成し、二月中に町村會の議決を経る

ことに努めねばならぬ。之に違背した場合は法律上の瑕疵あるを免れないのみならず、職務上其の責に任ぜねばならぬ。

町村の豫算は一會計年度間に於ける收支の見積計算であつて、數年間に渉るべきものでない、又數年分を一時に調製することも出来ないもので、毎年度調製すべきものである。町村制第百十五條の繼續費に付ては、數年に渉り各年度の支出額を定むるとあるも、之れは豫算とは性質を異にしてゐる。豫算は一年間に於ける其の町村の計畫書であるから、一旦豫算を調製して町村會に發案した以上は、餘程の錯誤でない以上其の根本を動かしてはならない。町村長は町村制第七十二條に依り町村を統轄し、町村を代表し、其の擔任する町村豫算の發案者であり執行者であるから、豫算の調製に就ては、深甚の研究を以て自ら執行難を求むることのないやうに留意すべきである。

豫算調製上一般的に注意すべき事項を挙げれば概ね左の通りである。

(一) 豫算の様式は市制町村制施行規則第五十條の別記様式に依り、町村の收入支出に屬する

ものは悉く計上せねばならぬ。

(二) 豫算は町村制第百十三條の規定の期限内に、町村會の議決を経るやうに調製發案すべきである。

(三) 豫算の金額は圓位に止め歳入豫算の圓位未済の端數は之を切捨て、歳出豫算の圓位未済の端數は之を切上ぐることに、但し豫算金額壹圓未滿なるときは壹圓とすること。

(四) 前年度豫算に存在する豫算科目又は種目にして當該年度に計上なき科目の整理に關し「款」の廢除に付ては、歳入又は歳出の經常部又は臨時部の末尾に款の科目の名稱及其の金額のみを計上し、當年度豫算額を零とし、「項」の廢除は其の款の末尾に、「種目」の廢除は其の項の末尾に、何れも其の名稱金額のみを掲げ當該年度豫算額は零とすること。

(五) 附記は豫算説明中の種目金額算出の基礎を爲すものに付、精細明確に記載すること。

(六) 前年度豫算額は現計豫算額(當初豫算に追加又は更正豫算を加算したもの)を誤らざる様計上すること。(當初豫算を計上する方針を採る府縣がある)

(七)増減欄の差引計算を誤らざる様其の減の金額は朱書するか、又は△印を附して記載を明にすること。

歳入及歳出科目に就ての注意事項の説明も著者としての爲すべきことではあるが、餘りに冗長なものになるため之れは他日稿を改めて記述することとする。

豫算調製の責任は町村長として實際重大なことである。町村會は町村長より提出された豫算案に對して、イ、エ、ス、(賛成)ハ、(反對)の何れかに自己の態度を決めて、町村住民の福利を念として嚴正公平に議員たるの職務並に責任を果すべきである。

町村制第五十三條ノ二の規定に依り、町村會議員は三人以上より文書を以て町村會の議決すべき事件に付、町村會に議案を發することを得るが、歳入出豫算に付ては之を爲し得ざるのである。蓋し歳入出豫算は其の年度に於て執行すべき事務を計畫し、其の經費の見積、所要額の經理等豫算の本質上町村長に專屬すべきものなるが故である。尙町村會議員が豫算を伴ふ議案を町村會に發案し之を議決したるとき、之に伴ふ歳入出豫算は如何にすべきやと云ふに、町村

長は必ずしも豫算案を提出せねばならぬといふ義務を負ふものではないのである。

之れは全くの例外ではあるが、町村長が其の執行すべき豫算調製の事務を故意に行はず、行政上支障を來すの虞ある場合は如何と云ふに、この場合は府縣知事又は其の委任を受けたる官吏が代執行し、豫算調製を爲すことあるも其の適用を見ることは殆んどないのである。

二、會計年度

町村の歳入歳出は豫算を以て定むべきものであることは前述の通りである。

「會計年度」とは、財政の計畫及實行上の限界として定められたる一定期間である。凡そ豫算の執行に當つて、其の效力の發生存續する一定の期間を區劃せざれば期間に拘束せらるゝことがないから、數年前に屬する出納事務を現年度に於て執行し、又現年度の出納事務を數年後に至つて始めて實行すると云ふような出納事務の規律、整理を失ふことがあるので、法は特に會計年度に關する規定を設けたのである。即ち町村制第一百三條第二項に「町村ノ會計年度ハ政

府ノ會計年度ニ依ル」と規定し、會計法第一條第一項に於て「政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」と、出納事務の整理統一を圖ることとしたのである。これ畢竟政府の會計年度と同様にしたことは事務執行上相互に利便あるが爲めである。

尙町村制第二百二十二條に、町村の出納は翌年度五月三十一日を以て閉鎖すと規定せるは、收支の實際事務の打切を爲すの時期を定めたもので、所謂出納の整理期間であつて、會計年度とは全然別の意味を有するものである。

三、追加豫算と更正豫算

町村制第一百四條に「町村長ハ町村會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得」る規定があるが、「豫算の追加」とは豫算調製後生じた必要支出の爲め、既定豫算の補充として調製する豫算である。即ち新に歳入の科目、歳出の費用を設け、又は既定豫算金額の増額を爲すのである。「豫算の更正」とは既定豫算の変更を行ふことで、既定豫算の科目又は費目を新設

することなく、既定豫算金額の範囲内に於て金額を増減し、又は科目若は費目を削除するのである。而して既定豫算の追加の爲めにするものを追加豫算と謂ひ、既定豫算の更正の爲めにするものを更正豫算と謂ふ。追加更正豫算なるものは法律上其の名稱があるのでなく、豫算編成の便宜から豫算の追加及更正を同時に、而かも同一豫算の形式を以て執行せむとするに外ならぬのである。

既定豫算の追加又は更正を爲すには、町村會の決議を経ればどんな場合でも之を爲し得るのではあるが、元來豫算の追加又は更正は豫算不可分の原則に對する一の例外であるから、努めて之を避け、不得止場合に於て行ふべきである。

豫算の追加又は更正に關しては市制町村制施行規則第五十二條に「豫算ハ會計年度經過後ニ於テ更正又ハ追加ヲ爲スコトヲ得ズ」の規定があり、假令出納閉鎖期限前であつても爲すことを得ないので、必ず會計年度内であることを要する。

豫算の豫備費を一旦充用し支出に充てたる後に於て、當該費目に追加豫算し、豫備費充用額

を戻入するは違法である。斯くの如き場合に於ては後日豫備費に追加豫算をすればよいのであるが、さりとて偶々豫算に過剰を生じたる故を以て、必要以外に豫備費を追加するは適當でない。一に此等の點に付ては運用上特に留意すべきである。

論者云ふ、假へ會計年度終了後なると雖も、其の出納閉鎖前にありては追加又は更正するも敢て差支なしと、其の會計年度經過後出納閉鎖の期限迄の間は、所謂豫算の執行の結果に基く收支を整理せしめんがため特に定めたもので、豫算執行時期の延長ではないから會計年度終了後は追加又は更正することを得ないのである。

四、特別會計豫算

町村制第一百八條に「町村ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得」と、特別會計は一般會計の外に獨立し、特別の豫算を調製するもので、追加豫算と共に豫算不可分の原則に對する例外である。例へば電気、瓦斯、電車、自動車、上水道、下水道、道路改修、都市計畫事業等のやうなものを設置に

付ての議決經營するに當り、特別會計を設けることが便宜なる場合設定するものである。

特別會計は特別會計に屬する歳入歳出豫算を調製し、町村會の議決を求めねばならぬ。又特別會計に對して一般會計より資金の繰入を爲すこと、或は特別會計の收入に殘餘を生じたとき、之を一般會計に繰入るることを妨げない。尙又特別會計を設けると否とは固より町村の適宜ではあるが、濫りに之を設くるときは徒に經濟の紛亂事務の煩雜を來たし、其の實益殆んどなきものとなるのであるから、之が設置に關しては慎重なる注意を爲すべきである。

特別會計に屬する歳入歳出は市制町村制施行規則第五十條に依り、別に其の豫算を調製して一般會計より分離せしむるの必要がある。

特別會計を設くる場合を一般的に考察して見ると

- 1、町村財政上必要ある場合 特別基本財産蓄積等の場合に蓄積財源として特定なる收入あり一般會計と混同するは財政經理上不便であるとき
- 2、事業施行上必要なる場合 事業に獨立的地位を占めしむることが事業施行上必要なる場

合

3、町村治政上必要ある場合 強て特別會計にする必要は認められぬが、町村治政上會計を獨立して置くことがよい場合
大體以上の種別がある。

特別會計の新規設定に就ては單行議案として町村會の議決を要すべきは勿論である。

五、繼續費

町村の經費は毎年度豫算の定むる所に依り支出せらるゝのであるが、上水道の布設擴張、下水道の改良、學校の建築、植林、開墾、干拓埋立事業等の工事にして、數年を期して施行するを要する事業又は土地の購入金、補助金、寄附金にして其の支辨二年以上に亘る場合は、往々執行上不便あるが故、町村制第百十五條の規定に依り町村會の議決を経て、其の年期間各年度の支出額を定め、其の費用を繼續費と爲すことが出来る。

繼續費設定の形式に付ては、市制町村制施行規則第五十一條に依り調製せねばならぬ。此の繼續費は所要總額を定め且各年度の支出額を豫定するものであるが、實際に方つては工事の進行豫定に達せず、實際支拂額が各年度支出額に達せないとがあつて殘額を生じた場合は、繼續年度の終り迄繰次繰越使用するを得る様市制町村制施行規則第四十六條で明記してある。
尙町村に於て繼續費を設けたときは、町村制第四十七條第十號の規定に依つて府縣知事の許可を受けねばならぬ、其の變更を爲すときも同様である。但し市制町村制施行令第六十條に依り左の場合は府縣知事の許可を要せない。

- 1、三年度を越えざる繼續費を定め又は其の年期間に於て之を變更すること
- 2、繼續費を減額すること

繼續費の毎年度豫算は單に收支の均衡を得たしむるために、繼續支出額を當該年度の豫算に計上するに止まるものであるから、町村會は其の豫算を議するに當りては、豫め繼續支出額の變更を爲さざる以上、豫算の修正、削除等を爲すことを得ないのである。

六、翌年度歳入繰上

當該年度の歳入に缺陷を生じ、豫定の支拂を爲すことを得ざるに依り、翌年度の歳入を繰上げ、當該年度の支拂に充當する財政上の非常處分を、翌年度の歳入繰上充用と謂ふ。翌年度歳入繰上の充用は年度經過後に至つて、豫算の追加又は更正を爲し得ない場合に、萬己むを得ざるの手段として行ふもので、町村會の議決を経て府縣知事の許可を受くべきもので、市制町村制施行規則第五十五條に明規してある。但し翌年度歳入繰上充用に就ては、年度經過後内納閉鎖前に措置をなすべきである。

七、歳計剩餘金

町村の歳入歳出豫算に於て、歳入に豫期以上の增收ありたるか、若くは歳出に不用部分ありしに因つて、實際の收支差引殘額は歳計剩餘金として、之を翌年度に繰越し、翌年度の歳入に編入すべきことを市制町村制施行規則第三十七條に規定してある。但し町村條例の規定又は町

村會の議決に依り、剩餘金の全部又は一部を基本財産に編入する場合は翌年度に繰越さずして、積立を爲すことを得るのである。

八、過年度の收支

町村の收支に關しては夫々歳入又は歳出の所屬年度に區分を定め、各混補するとは出來ないが、實際收支に當つて其の年度乃至出納閉鎖期限迄に歳入又は支出することを得ず、遂に次年度に於て收支せねければならぬ場合がある。市制町村制施行規則第四十五條の規定は仍ち之れである。此の過年度支出も上述繼續費、翌年度歳入繰上、歳計剩餘金と所謂會計年度獨立の原則に對する等の例外である。

九、費

豫算の歳入歳出の金額は、其の科目を附録することによりて、其の性質を明瞭に示す。豫備費は豫算超過の支出又は豫算外の支出に充つる爲め設けるもので、町村制第百廿六條の

規定する所である。豫備費は町村長限り直に支出することを得るもので、會計帳簿に其の費途を記帳して之を整理すべきである。

町村會は豫備費の金額を増減することは出来るが、其の科目を削除することは爲し得ない、若し豫備費を設けないときは、町村制第四百四十三條第一項の規定に依り、監督官廳は理由を示して豫算に加ふることが出来るのである。しかし特別會計にして其の費額少く、不時の支出を要せないものは、豫備費を設けると否とは自由であるが、實際の運用に支障ない様考慮すべきである。通例豫備費を設けざる特別會計は、基本財産の蓄積に關する豫算が多い。

尙豫備費は町村會が否決した費途に充用することは出来ない。又一旦充用し支出に充てた後、當該費目に追加豫算し、豫備費充用額を戻入するは違法である。さりとて歳入豫算に過剰を生じたる故を以て、必要以外の豫備費の追加又は特定事業費に充つるための追加等も適當でない。又町村の交際費に豫備費を充用することは不可然義とすと、大正五年の内務省行政實例が制限をなしてゐる。豫備費に對する議決は、他の歳出豫算が支出の目的及金額に付ての町村

會の意思を表示したものと趣を異にし、唯一定の金額だけの餘裕を見積つて、豫算に計上することを議決したるのみであつて、決して他の費目の如く其の支出の目的及金額を承認するの行爲ではない、従つて豫備費を町村會の議決を経ざる費途に充當し、又は町村會の定めたる豫算の款項に超過して支出したる場合は、事後に於て町村會の承認を受けしむるか、或は又之が制限乃至は監督の方法が講ぜられて然るべきではないかと、豫備費支出に付ての制限論者もある。

一〇、費目の流用

町村豫算の追加の更正に付ては上述した通りであるが、豫算を増減しないで豫算各項の金額を彼此流用する費目流用に付て簡單の説明を試みる。

市制町村制施行規則第五十三條の規定に依り豫算に定めたる金額は彼此流用することが出来ないのであるが、豫算各項の金額は町村會の議決を経て之を流用することを明記してある。尙

規定する所である。豫備費は町村長限り直に支出することを得るもので、會計帳簿に其の費途を記帳して之を整理すべきである。

町村會は豫備費の金額を増減することは出来るが、其の科目を削除することは爲し得ない、若し豫備費を設けないときは、町村制第四百四十三條第一項の規定に依り、監督官廳は理由を示して豫算に加ふることが出来るのである。しかし特別會計にして其の費額少く、不時の支出を要せないものは、豫備費を設けると否とは自由であるが、實際の運用に支障ない様考慮すべきである。通例豫備費を設けざる特別會計は、基本財産の蓄積に關する豫算が多い。

尙豫備費は町村會が否決した費途に充用することは出来ない。又一旦充用し支出に充てた後、當該費目に追加豫算し、豫備費充用額を戻入するは違法である。さりとして歳入豫算に過剰を生じたる故を以て、必要以外の豫備費の追加又は特定事業費に充つるための追加等も適當でない。又町村の交際費に豫備費を充用することは不可然義とすと、大正五年の内務省行政實例が制限をなしてゐる。豫備費に對する議決は、他の歳出豫算が支出の目的及金額に付ての町村

會の意思を表示したものと趣を異にし、唯一定の金額だけの餘裕を見積つて、豫算に計上することを議決したるのみであつて、決して他の費目の如く其の支出の目的及金額を承認するの行爲ではない、従つて豫備費を町村會の議決を経ざる費途に充當し、又は町村會の定めたる豫算の款項に超過して支出したる場合は、事後に於て町村會の承認を受けしむるか、或は又之が制限乃至は監督の方法が講ぜられて然るべきではないかと、豫備費支出に付ての制限論者もある。

一〇、費目の流用

町村豫算の追加の更正に付ては上述した通りであるが、豫算を増減しないで豫算各項の金額を彼此流用する費目流用に付て簡單の説明を試みる。

市制町村制施行規則第五十三條の規定に依り豫算に定めたる金額は彼此流用することが出来ないのであるが、豫算各項の金額は町村會の議決を経て之を流用することを明記してある。尙

豫算の追加更正に關しては市制町村制施行規則第五十二條の規定に依つて、年度經過後の追加更正を認めなければ、費目流用に關しては町村制並附屬法令中何等の規定がないから、年度經過後に於ても流用することが出来るのであると謂ふ説もあるが、費目流用を爲し得る期間も豫算の追加更正と同一に、年度經過後は禁止すべきであると解釋すべきである。費目流用と豫算の追加更正との差異に付ては、費目流用は之を町村會の議決に付しても、其の性質は豫算の異動ではないから、豫算の追加更正とは截然區別しなければならぬ。

費目流用の手續に付ては、市制町村制施行規則第五十三條の規定に依り町村會の議決を経る款内各項の流用と、何等規定なき町村長限り爲す項内各目の流用とがあるが、法令に所謂費目流用とは前者の謂にして、後者ではないのである。町村長が項内流用を何に依つて爲し得るかと言ふに、町村の豫算は市制町村制施行規則第四十七條第二項並第五十條の別記様式に依り豫算科目は款項より成り、項内の目は單に説明に過ぎないのであるから、町村長限り之を爲すことを得るのである。尙豫算各款の流用は豫算を實際上無視することとなり適當でないから許さ

ない、故に斯る場合は豫算更正の形式を採らなければならぬのである。

又費目流用に就て町村會の議決は、歳出豫算の末尾に附記して附帶議決とすることが、頗る簡便であると云ふ論者がある、私はこの論者の説は適當のものでなく別案議決を爲すべきものだと思ふ。

尙費目流用に就ての町村會の議決を事務の簡捷上年度當初包括的に議決し置くの結果豫算の放漫に流るゝことなきを期すべきことは理事者として最も注意せねばならぬことである。

第三章 豫算の提出と町村會の議定

一、町村會の議決

町村の豫算は町村會の議決を経て成立するのである。町村會は町村長の發案せる豫算案は町村長の提案時期の如何に關せず、年度開始の一ヶ月前即ち二月末日迄に議決せねばならぬ。往々*町村長の提案が二月末に於て餘裕を與へず、僅か一日か二日間に議決せざるべからざるの時期に提出する如きは、自ら法律を無視するものであるから町村長は少くとも豫算審議の期間を與へて、町村會へ提案すべきで、議決機關たる町村會は、法定の期限迄に議決を了する様努力すべきである。若し茲に議決の法定期を経過して議決した豫算の效力問題であるが、行政判決には期限経過のもので效力には何等差支ないと云つてゐる。しかし差支ないからとたかを括へて期限経過の議決は絶対に許されぬ事柄である。

町村會が成立せざるとき、或は議員除斥の場合に於て例外あるに拘らず尙會議を開くこと能

はざる場合は町村の豫算は之をどうするか、此の場合は町村長は府縣知事に具狀して其の豫算の議決に關し處分を請ふべきものであることは、町村制第七十五條の規定する所である。又豫算の成立上臨時急施を要する場合に於て町村會が成立せざるか、或は町村長に於て之を招集するの暇なき場合に於ては、町村長に於て該豫算を專決處分することが出来る。專決處分は次回の町村會に之を報告すべきものであることは、町村制第七十六條の規定がある。併しながら豫算の議決の如きは町村會の事務中重要なものであるから、通常の状態に於ては、漫然この便法を適用すべきものでなく、町村會の議決主義を執るべきこと勿論である。

二、事務報告書及財産表

豫算を町村會に提案する時には、町村長は同時に町村役場の事務報告書及財産表を提出せなければならぬことは、町村制第百十三條第三項の規定するところであつて、事務報告は豫算議決に當り、町村會に於て町村事務の繁閑、費用の要否等の参考資料たらしむるものであるか

ら、之に關係ある事務は洩れなく記載して欲しい。但し其要領は勿論形式等も法令を以て、特に規定はないのであるが、府縣に依つては通牒又は訓令を以て、記載事項を示してゐる向もあるらし。

事務報告と共に町村會に提出する財産表は、土地、建物、有價證券、財産たる現金、其の他重なる器具機械等を記載すればよいので、些末な器具、物品の如きは別に備品臺帳を備へ置いて、何時でも町村會議員の質疑、調査に應じられるよう用意して置くべきである。從來事務報告書は前年一月より十二月迄の一年間の事實に付、記載し、又財産表は前年十二月末日又は其の年一月一日の現在に依るものが最も多いようである。

三、豫算關係の別案議決

町村歳入出豫算を町村會に提出する場合、豫算に關聯した事件として、豫算以外別案議決を要せねばならぬ事件を挙げれば大體次の如きである。

- 1、町村税の課率は豫算の附記に掲記するが、其の以外に議案を發し議決を要せねばならぬ、豫算の金額は其の計算の基礎を示せるもので、又附記は單に豫算の説明に過ぎざる故、課率を町村會に提案することは、所謂町村制第四十條第五號の町村税の賦課に關する件の趣旨に適合する譯である。
- 2、町村立小學校教員定數及俸給平均額は明治三十年一月勅令第二號の規定に明示せる所もあり、豫算以外町村會の議決を要すべきである。専科正教員に對しては定員外に俸給平均額を定め議決を要すべきである。
- 3、町村の主事書記及書記補等の有給吏員の定數を定むることは町村長の專權に屬せざるものに付、町村制第七十一條に依り豫算以外に議決すべきである。
- 4、市制町村制施行規則第六十四條に依り町村歳計現金預入の件も毎年會計年度前に、町村會の議決を経て府縣知事の許可を受けねばならぬ。
- 5、町村に於て寄附又は補助を爲す場合は、町村制第九十五條に依り町村會の議決を経べき

である。

6、此の他町村役場、小學校舎其の他町村有建物の新築増築は總て豫算以外に議案を發して議決せねばならぬ、但し町村制第七十七條の國府縣其の他公共團體の事務及法律勅令に規定あるものは議決しなくてもよいこととなつてゐる。

7、町村税の制限外課税、不均一の賦課等も夫々別案議決の上監督官廳の許可を受けなくてはならぬので、此等は其の稟請許可前に於ては、豫算の全部が效力を有せないものである。

四、豫算と條例規程

町村條例の存在と町村豫算の編成とは其の間主従の關係はない、何れも二者獨立相互に侵すべからざる權威をもつてゐる。只町村に於ける豫算と條例との關係は國に於ける豫算と法令との關係と等しい。町村條例は町村の事務、町村民の權利義務に關し設けられた町村自主權の發動に依る法律命令と同様に取扱ふべきもので、豫算よりも條例は先に出來て居る。だから條例

の後に編成される豫算は條例の命する處に従はねばならぬと解釋すべきで許可を受ける條例については、其許可前に於て豫算の全部が效力を有しないこと勿論である。基本財産、積立金に關する條例に依る既定蓄積を實行することが町村財政の調理上不都合であるとせば、條例の改正若くは廢止を行ふた後、町村費の支出を爲さなければならぬ。豫算を以て條例を蹂躪することとはよくないが、さりとて條例にのみ囚はれた町村財政は時に安定を損ふことになる。案配宜しきを得ることが町村長として留意すべき仕事である。これは獨り歳出の問題ばかりでない、歳入豫算に就ても條例の規定を根基として收入を見積らねばならぬ。往々にして誤解され易い豫算と條例との關係、町村の事務進展上大に研究せねばならぬことであると思ふ。

町村には町村事務執行上の整全を期する爲めに種々の規定がある、町村豫算の編成の基礎になるべき規定を豫め設定して豫算編成の基礎を固めることは、町村長として亦考慮すべき必要の事である。此等の條例若くは規程は町村の事情に依つて定むべきものであるが、條例は町村制第八十四條乃至第八十六條の諸給與條例、第八十九條の基本財産若くは積立金の條例、又は

町村の豫算用決算

第百九條の町村營造物の使用料條例、特に一個人の爲めにする事務の手数料條例、特別税に關する條例等である。亦豫算關係の規程には町村税の賦課徵收規程、授業料徵收規程、町村の收入に屬する堤塘使用料徵收規程、道路占用料徵收規程、町村吏員小學校教員賄料其他支給規程、其の他の規程がある。

五、豫算科目中要許可事項

豫算は町村會の議決に依り成立するものであるけれども、豫算に計上せられたる科目中監督官廳の許可を要する事項に付ては、許可を経ざれば執行力を有せないものである。左記科目の如きは豫算議了後速かに許可手續を採らねばならぬ。

- 1、使用料に關する條例（監督官廳の許可を要せざるものを除く）
- 2、基本財産の處分
- 3、山林原野の處分

- 4、制限外課税
- 5、一部賦課又は不均一賦課
- 6、特別税反別割條例
- 7、起債
- 8、夫役現品賦課（許可を要せざる場合を除く）
- 9、諸給與條例
- 10、小學校舎の増改築校地の増減

六、豫算議決後の措置

一、豫算決議書を知事に報告すること。

町村の豫算は町村會の議決に依り成立するものであるが、議決を経たときは直ちに、之を府縣知事に報告すべきで、府縣知事は調製の適否、其の他監督上之を徵するので、町村制第百

十七條の規定がすなはち之である。

二、豫算要領を告示すること。

町付の豫算は町村財政の全班に關するものであり、其の如何は懸つて町村民の負擔に及ぼすべきものであるから、關係住民に知悉せしむるを至當とし、一定の公告式に依り之を告示せしむることとしてゐる。告示は通例豫算の歳入及歳出共款及項の科目及豫算額を示せばよいのであつて、豫算科目中に許可又は認可を受くべき事件の費用計上ありたるときは、之が許可又は認可を受けたる後、初めて執行力を有するものであるから、其の手續を了した上告示するを可とする者もあるが、町村制第十七條には「議決ヲ經タル後直ニ云々」とあるから前記の手續を了するを俟たず、直ちに告示する方がよい。

三、豫算書の謄本を収入役に交付すること。

豫算の謄本を収入役に交付するは、豫算の執行上必要なるが爲めであつて、執行力を有する豫算でなくてはならない、故に豫算中許可又は認可を受くべき費用あるときは、先以て其の

事項の許可を受け、確定した豫算の謄本を町村長より収入役に交付すべきである。

七、豫算の救済

町村長の提出した豫算の原案に對して、町村會が適法に議決すれば問題はないが、若違法越權の議決をしたり、又全然豫算案を議了せず、或は公益を侵害する議決をする、或は收支に關し不適當の議決をする等の場合は町村會の意志を何處までも尊重することも町村の治政上許すべからざることである。斯る場合の救済方法が町村制第七十四條、七十四條ノ二、七十五條及七十六條に於て明定されてゐる事柄である。

(一) 議決後の救済

1、權限を越えたる時、又は法令若は會議規則に背くとき(町村制第七十四條)

町村長は自己の意見に依り理由を示して、之を再議に付す、若し町村會が反省することなく議決を改めないときは、府縣參事會の裁決を請ふ、府縣參事會の裁決に不服の場合は行

政裁判所の裁決を請ふ外ないのである。

2、公益を害するとき、又は收支に關し執行すること能はざるものあるとき（町村制第七十四條ノ二）

町村長は自己の意見に依り、又は監督官廳の指揮に依り理由を示して再議に付すのである。この場合特別の事由があるときは町村長は再議に付せずして、直ちに府縣知事の指揮を請ふことが出来る所謂原案執行が之である。又次の費用を削除したり、減額した場合も以上の手續を採ることが出来る。

(イ)法令に依り負擔する費用、當該官廳の職權に依り命ずる費用其の他の町村の義務に屬する費用

(ロ)非常の災害に因る應急又は復舊の施設の爲に要する費用、傳染病豫防の爲に要する費用其の他緊急避くべからざる費用

以上の原案執行に對する府縣知事の指揮處分が若し不服であると云ふ町村長、町村會は内

務大臣に訴願し、更に矯正の途を講ずることも出来る。

尙再議に付する場合は豫算中數科目の修正なるときは、豫算全額を再議に付すべきか、或は修正部分の科目全部を付すべきか、或は修正せられたものうち不適當とする部分だけ再議に付すべきかと謂ふに、修正豫算の全體若は修正科目の全部を再議に付する迄もなく、其の再考を促すべき部分だけを再議に付せばよいことになつてゐる。

(二) 議決前の救済

1、町村會成立せざるとき又は町村制第四十八條但書の場合會議を開くこと能はざるとき、或は町村會に於て議決せざるとき。

町村長は府縣知事に事情を陳べて指揮を請ひ、事件を處理するの外ない。府縣知事の指揮を得て處置したときは、町村長は次の町村會に之を報告する義務がある。尙以上の場合に於て府縣知事の指揮を受けて町村長の處分した事件に對しては、訴願又は訴訟を提起すること出来る。この外町村長の専決處分もあるが之は「町村會の議決」の章で述べて置い

尤から茲には省略する。

尙豫算の救済に關しての町村長其他監督官廳の裁決官廳の處置に對しては、相當訴權が認められてあるが、これは各制條を參看して載くこととする。

八、豫算審議と議員の心得

町村會に提出する原案の多くは、町村長の役目であることは、町村制第七十二條の示す所であるが、町村の意思機關として議決を與へる町村會議員が、會議に臨んで慎重審議に原案を検討して、決定することは論を俟たぬ所である。町村會の原案には甲乙輕重の區別はない孰れも慎重に審議せねばならぬ、しかし町村の豫算審議は議員として最も緊要な事柄であつて、施設の緩急、冗費の節約、民力の休養等案配宜しく、議員としての職務と責任とを果さなければならぬ。「前年通り」だからと云つて直ちに讀會省略確定議として終ふ、その鵜のみ時間僅かに數分間で協賛を與へると云ふ町村會がある。町村長絶體信任素より不可ならざるも、一任必ず

しも可でない、豫算の審議は發案者其の人を審議するに非ずして、豫算案其のものを審議するのであることを忘れてはならぬ。

また或る町村會になると良くても悪くても修正、削減、變更と豫算にいくらかの斧鉞を加へなくては氣がすまぬと云ふのがある。如此は豫算議定の出發點を誤つてゐる頗る危険性の議決機關であると云はなくてはならぬ。町村會議員は町村會に對しては私心を捨て、最も公平な態度で會議に臨むべきは勿論、或は私交上で意思の疎隔から或は政黨政派的に、或は部落的に議員間の協調を缺き、或は議員と町村長の反目等から町村の豫算案が眞正なる議定を見ざるが如き事のないやうに考慮せなければならぬ。

「町村會議員として町村の豫算審議に臨んでどんな心得が要るか」項を以て論述して見れば大體次の通りである。

一、公平な態度を持すべきこと

町村會議員の行爲は直ちに町村一般の利害に關するものであるから、公平な態度で議員と

しての職務を執行せなくてはならないことは、百般の議案皆然りである、然しながら豫算は町村の施設經營の事業事務の進展上に影響する所が多い、橋一つ造ると否とに産業運輸の消長に關係が深い。すなはち議員は町村全般の利益の爲には、一部落一地方の利害をば拋棄して、一町村と云ふ一團體の幸福のため豫算審議に參與すべきである。

二、財政の概念を基礎とすべきこと

町村の豫算は町村財政の見積りであるから、町村會議員としては平素町村財政の概念を養はなければならぬ。そうして事業の緩急を圖り執行を害するようないかどろか、すなはち町村長の要求豫算に對する町村財政の概念を確と掴むべきである。

三、町村民の負擔能力を考慮すること

町村の財政、産業の状態等から割出される町村民の負擔能力を考慮しなければならぬ。町村民の負擔能力所謂民度には自ら制限があるから、之を超過して課税するを得ないのである、町村會議員として町村豫算の審議に臨む心得として、最も考慮すべきはこの項である

と思ふ。

四、提案の趣旨を理解すること

豫算提案者たる町村長の責任の重大なることは、既述した通りであるが、町村長が町村會に對して要求する豫算は其處に相當の理由がある、すなはち提案の趣旨があらねばならぬ否存するのである。豫算審議の衝に當る町村會議員の職務執行に際しては、提案の趣旨を充分に理解して、徒に修正削減を行ふことなく慎重に議すべきである。

五、歳出よりも歳入に注意を拂ふこと

町村財政の調理は出づるを制して入るを圖るものなること勿論で、歳入の見積りは努めて適確なる基礎に誤りなきことを期し、後日歳入缺陷のため豫算經理に支障を來すことのないようにすることは、調製者たる町村長の職務ではあるが、歳出に重きを置く傾向のある町村會に對して、特に歳入の各種町村税、税外收入の確乎たる調査を行ふたるや否やの、注意を拂ふことは町村會議員の職務である。

六、町村會の權限を重んずべきこと

町村會が町村の豫算を審議するには議員は總て法令規定に基いて職務を執行せねばならぬのである。猥りに其の權限を超過して不當の議決をして見た處で結局は無効である。また權限を狹義に解して修正すべき處を遠慮したり、削減すべきものを氣兼ねしたりすることも無用である。町村會議員は須らく關係法令に精通してこの重要な公務に審議を爲し、其の効果を充分擧げ得る様心掛けねばならぬ。

七、政黨政派に偏せざること

町村の行政は國府縣の政治と異つて、政黨政派を超越し一致の結束に依つて爲すべき性質のものである、議員中にもし政黨味の濃厚な者があるとその町村行政を政黨化し、隣保相扶くべき町村團體が反目紛擾の因となるのであるから、町村自治體に政黨は無用であるばかりでなく、有害である。町村住民の福利増進は議員の渾然一體にありと云ふことを信條として、融和に努むべきである。

豫算審議に就て町村會議員の心得を列擧すればまだ、數項を餘さない、要は町村會議員がよく町村會の意義乃至職務權義に精通し、町村議決機關としての本義を没却することなく、町村永昌の爲めに全身の努力を爲さなくてはならぬことは、本著の卷頭に謹掲せる自治制發布の上諭に率答すべく心得ふべきであると思ふ。

第四章 豫算の執行と監督及責任

一、豫算の執行

町村の豫算の經理を爲す機關は即ち町村の命令機關と受命機關である。命令機關とは、豫算に基き町村の収入支出を命令する権限を有するもので、通例町村長である。受命機關とは、命令機關の爲す收支の命令に従つて、收支を實行するもので、通例収入役が之である。

一、命令機關

命令機關は原則として町村長で、町村長故障あるときは助役、町村長助役共に故障あるときは、監督官廳の選任した町村長臨時代理者又は町村長の職務を管掌する官吏が之を行ふのである。命令機關の権限は受命機關に對し収入又は支出の實行を命令するもので、其の個々の收支を命令すると、一定範圍の收支を總括して豫め命令するとは任意である。若し

此の命令機關が故意又は怠慢に依つて其の職務を行はなない場合は、監督官廳は官吏をして受命機關に收支を命令する例外がある。

二、受命機關

受命機關は原則として収入役である。収入役故障あるときは副収入役、副収入役なき町村は収入役代理者之を代理するのである。受命機關は通例命令機關たる町村長から收支に關し命令を受けたときは、常に之に従ひ其の收支を實行すべき義務があるけれど、若し其の命令が違法不當である場合は、之を拒否する権限がある。例へば支出の命令で豫算のない場合、豫算の目的に反する場合、又豫備費支出、費目流用其他財務に關する規定に依つて支出すべからざる場合は、其の支出命令を拒否し支出を爲さなくてよいのである。若しこの権限を行はず違法不當の命令支出をした場合の収入役は、其の町村に對して損害を賠償せねばならぬのである。尙収入役の権限は收支の命令に依る町村公金の出納を爲す外、公金の保管及其他の會計事務を掌るのである。此の権限は収入役の獨占權であり不可侵

権である。

収入役事務の例外として町村金庫制度、公金預金制度等があつて、収入役本来の権限を幾分制限せらるゝけれど、受命機關として命令機關の收支命令の審査乃至拒絶の権限は依然變ることない。

次に豫算經理の實行に就ては、命令機關たる町村長は常に歳出内譯簿又は豫算經理簿等を備へて、豫算残額を知悉し收支の命令を爲し、受命機關たる収入役は其の命令と豫算とを對照し、不當の支出でないことを確認したる後支出を執行せねばならぬ。尙支拂は必ず正當の債主にしして、正當領收書を徴すべきであり、又収入役は公金の保全に關する相當の留意を爲すべき重大な責任がある。

二、豫算の監督と責任

町村豫算の監督の機構を大別すれば、監督官廳による外部的監督と、町村の機關による内部

的監督とがあるが、茲には其の内部的監督の機構に就て簡單な論述を試みる。

一、内部的監督の機構とは、1 町村長、2 収入役、3 町村會がすなはち之である。

1、町村長の監督 町村長は町村の統制機關であり、「收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事」(町村制第七十二條)は町村長の擔任事務中主なる事項であり、又町村長は「町村吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得」(町村制第七十三條)るのである。而かも町村吏員は町村長の任免によるべきものであるから、町村長の町村事務就中町村財務に關する監督権はかなり強大なものである。すなはち「町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ検査シ且毎會計年度少クとも二回臨時検査ヲ行フベシ」(町村制第二百一十一條)の規定に依り、所謂例月検査と臨時検査の出納に關する検査を命じてゐるのである。従來この例月検査が實質的に行はれぬため、公務員の犯罪、町村の紊亂が各所に起つてゐるが、臨時検査は例月検査の外年二回以上町村會議員二名以上の立會を必要とし、會計事務の監査を行ふものであるから、相互に協力掣肘して過誤なからしめむことを期すべきである。

2、収入役の監督 収入役は「町村ノ出納其他ノ會計事務及」委任されたる「國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル」(町村制第八十條)ものである。其の地位も町村長、助役と伍して所謂三役の一であり、権限もかなり廣大で、責任も中々重大である。町村の出納會計事務に就ては、町村長に對立の地位を有してゐて、自己の見解によりて處理も出來、又所管事務に關しては所屬副収入役其の他の吏員を指揮監督し、町村金庫の收支を命令監督(市制町村制施行規則第五十九條)するのである。更に強力な監督權行使に關しては、支出命令の拒否權(町村制第二百二十九條)及町村金庫の検査權(市制町村制施行規則第六十三條)等がある。

3、町村會の監督權 町村の意見は町村會の決議により定まり、町村長はこの決議を執行する建前になつてゐるが、町村の財務に關しても、事前の考察、事後の措置として意見書なり、一般的の發案權を行使して匡正することも出来る。更に又町村會は町村長の選舉母體であり、収入役等の決定機關であるから、此の人選に付ても充分なる考察と牽制とが出来る。すなはち町村會の財務監督權としては決算報告の認定權(町村制第四十條)出納検査

權(町村制第四十二條)立會議員選出權(町村制第五十一、百二十一條)意見書提出權(町村制第四十二條)發案權(町村制第五十三條ノ二)賠償決定權(市制町村制施行令第三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五條)等の町村財務監督權を有するもので、一面町村會の義務とせられてゐる譯である。

「町村監督の重點」として元山廣山縣會計課長が某誌に發表した、「出納經理に關する事項」は次の如くであるが、氏の高遠なる所論に就て導かれしこと一再に止まらぬ、私はこの著を上梓するに際して、之を紹介したい。

- 1、収入役は町村長又は監督官廳の命令あるに非ざれば支拂を爲すことを得ないのであるに拘らず、収入役限りで現金の支拂を爲し後で町村長の決裁を受けるものがある。
- 2、支出に當つては豫算金額を越ゆることが出来ないのが原則であり、唯例外として豫備費充用支出、費目流用、繼續費遞次繰越の場合に限り豫算外(豫備費充用支出に依る)、豫算超過(豫備費充用支出、費目流用、繼續費遞次繰越の場合)の支出を認められるのであるが、動もすれば支出豫算の效力を無視した支出を爲すことがある。

- 3、町村役場事務に關係ある官廳の官吏が退職したとき其の送別會費、記念品費を町村より支出するが如きは不可然である。
- 4、町村會議員は町村の事務に付旅行するものでないに拘らず之が旅費を支給してゐる所が少くない。政黨の發達に伴ひ殊に其の弊が増長する傾向があるから注意を要する。
- 5、町村と雖も社會的存在であり、其の爲には必要經費を支出せねばならぬけれども、交際費、雜費の名に於て濫りに支出する例に乏しからぬ。
- 6、交際費、雜費の支出を阻む場合に於ては往々其の費用を消耗品費と詐つて支出することがあるか、之は性質上惡質のものとしては斷じて排斥すべきである。
- 7、小作米代の如きは契約の定むる期日の米相場に依つて計算すべきであるが之を無視して相場の變動に依り町村に損失を興へる場合がある。
- 8、國府縣の補助を受くる爲往々虚偽の文書を發してゐるものがあるから補助受領の經過に就ては仔細に検査が必要である。

- 9、公設消防組の經費を消防組頭に、學校の式日費、就學獎勵費、運動會費を學校長に支拂ふが如く、債主にあらざる者に對する支拂があるが之は不當である。
- 10、代人支拂に當り委任狀を徵せぬのは適當でない。
- 11、町村費の支出に於て郵便局の振替貯金領收票を以て正當債主の領收證に代用してゐるのは適當でなく、之を以ては債主が受領したものと見られない。
- 12、町村費より振替支拂を爲すべきものは何れも法令の根據が要するのだが、往々國府縣税を立替へてゐるのがある。
- 13、収入役が人情負けして町村長以下吏員の依頼を聞き公金を私人に貸與してゐるものが往々ある。之は立派に犯罪となるのだが割合に無關心のものが少くない。
- 14、教員の旅費に付ては規定するところに依るべく、幾部棄權した場合と雖も算出を明にしたる上棄權額を記載せしむべく此の場合手當として支拂ふ如きは適當でない。
- 15、豫備費充用、費目流用は収入役でなすべきでなく町村長命令簿に依つてなすべきである。

る。費目流用が款内項と項とに亘る場合町村會の議決を経ねばならぬことは申すまでもな
す。

16、歳計外の現金たる寄託金の出納は寄託金受拂簿を設けて正確に整理せねばならぬ。

17、支出證憑書には算出の根據を明にすべく、金額訂正は部分訂正をせず金額全部を訂正して認印せしめ、債主の印章は明瞭に押捺せしめるを要する。町村役場には往々俗に謂ふ三文判があつて之を使用したものがあることがあるが此等には不正が伴ひ易い。尙收入印紙貼用を要するものに之を脱してはならぬ。

18、物品購入、工事請負につき競争に付すべき原則に依らない場合に之に相當なる事由あるか否かを確めねばならない。

19、電話の使用、傭人等については其の稟議を爲して置くべきである。

20、豫算差引簿を設けしむるが適當であり其の整理が行届き會計係主管のものと常に符合することを要する。

二、責任 町村の豫算經理に就ては専ら收入役が責任を負ふべきもので、其の管掌する現金、證券其の他の財産を亡失し、又は毀損した場合は、町村で指定する期間内に損害を賠償せねばならぬ。しかし其の原因が避くべからざる事故に原因した場合、又は他の者に使用せしめた場合に於て、合規の監督を怠らざりし時は賠償責任はない。例へば收入役の保管する現金を銀行又は産業組合に預入し、銀行又は産業組合が破綻し預金の回収を得ない場合も、避くべからざる事故に原因せざるときは、收入役は其の責任を免るゝことを得ないのである。又收入役の支出命令の拒否権を正當に行使しないときも同様である。尙亦副收入役、收入役代理者、收入役事務兼掌の町村長、助役なども收入役と同様に損害を賠償せねばならぬこと勿論である。茲に問題となるは、賠償責任が本人の家督相続人にも及ぼすや否やの點であるが、行政裁判所は單なる金錢債務であるから、相続人に對して之を命ずるも不可でないと見解してゐるが、賠償責任は公法上の義務であるから、相続人が之を承繼すべき理由はないとの論者もある。

次に町村金庫の出納保管の責任は市制町村制施行規則第六十條に依り、取扱を爲すものであるが、町村金庫は常に收人役の通知に基いて收支を取扱ふものであるから、支出命令の不當、法令違反の支拂損害等は凡て收入役が責任を負ふべきである、故に町村は金庫事務の取扱者より保管金相當額の保證金を徴すべく市制町村制施行規則第六十一條の規定が之である。

第五章 町村決算の調製及手續

一、町村の決算

町村の豫算は以上の如く命令機關と受命機關とに依つて實施を見るのであるが、其の會計年度経過と共に豫算は之を執行することが出来ないものであるから、其の執行に伴ふ收支の整理をなす爲めに、會計年度経過後の五月三十一日迄は出納整理期間として、専ら會計年度内に執行した事務の整理をなし、決算調整の準備をすることになつてゐる。この期間に於ては新に豫算を執行し物品を購入したり、工事を請負に付したりすることは勿論出来ない。また町村の出納は翌年度五月三十一日を以て閉鎖するものであるから、この期日後は假令未收入、未拂金があつても之が收支を取扱ふべきものでなく、過年度收入、若くは過年度支出として、何れも現年度收支として受理せねばならぬことは市制町村制施行規則第四十五條に明定されてゐる。

二、決算の調製

決算は出納閉鎖後一月以内（すなはち翌年六月三十日迄）に調製すべきことは、町村制第二百二十二條に規定する所で、決算は豫算執行の實踐を示し、且翌年度豫算調製上の参考ともなるべき重要なものである。若しこの決算調製が翌年六月三十日迄に調製を了しない決算の效力に就ては如何と謂ふに、調製の期限は只之を表示するに設けたもので、期限を過つたからと云つて決算そのもの、效力には影響ないのであるが、其の調製上の取扱者としては瑕疵あるを免れ得ないこと勿論である。

決算の調製は通例収入役に於て之を爲すべきであるが、若し副収入役が収入役の事務分業した場合、其の分掌事務の範囲内に屬する決算を調製せねばならぬ。また収入役故障あるとき代理した副収入役又は収入役代理者の決算調製もあるが、これは殆んど稀有である。町村長が収入役事務を兼掌した場合は、その兼掌者が決算を調製せねばならぬ。

決算は其の調製者たる収入役、副収入役、収入役代理人、収入役事務兼掌の町村助役より收入に關する證書類を併せて町村長に提出すべきもので、町村長が収入役事務を兼掌する場合は、特に之を町村長に提出するを要せないで、町村制第二百二十二條の規定が是れである。

決算は通例以上の如くして調製するのであるが、之に關して一の例外がある。それは町村の廢置分合の場合で、廢止消滅した町村の收支は消滅の日を以て打切り、其の町村長たりし者又は町村長の職務を行つた者が之を決算すべきもので、収入役又は其の職務を行つた者が之を爲すべきでなく、この場合の決算調製は全くの例外であつて、市制町村制施行令第三條に規定する所である。

三、決算の様式

決算は豫算執行の實踐を表示したものであるから、豫算と同一の形式に依つて之を調製せねばならぬ。すなはち市制町村制施行規則第五十四條に「決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調

製シ左ノ事項ノ計算ヲ明記シタル説明ヲ附スベシ」云々と規定してある。故に決算の様式は豫算様式に準じ、歳入に於ては豫算額、調定済額、収入済額、不納缺損額、収入未済額を計上し、豫算額に比したる収入済額の増額を計算して示し、且歳出は豫備費收支額、流用増減額、豫算減額、支出済額、翌年度追加豫算額、不用額等を夫々計上して豫算との比較を明示し、其の説明を附すべきである。

四、決算の審査

収入役より受理したる決算に對しては、町村長は直に之に對して

- 1、自己の爲したる命令に違反なきや
- 2、法令に違反したる點がなきや
- 3、様式に違式がなきや
- 4、證憑書類及會計帳簿と符合せざるものなきや

5、決算残金は正當に處理せられあるや
等を審査し、審査の結果に基いて正、不正、當、不當の意見を附して町村會に提出し、其の認定を求めねばならぬ。

五、決算の認定

町村會が提出する決算は調製後なるべく速に、認定の手續を採るべくであるが其の最終期限は、次の通常豫算を議する會議すなはち翌年二月末日迄には必ず町村會に提出、認定を経なければならぬ。従來我國の帝國議會も府縣會も市町村會も決算の議事は、豫算と異つて之を輕視するの風があるが、決算も豫算と同様に町村會は充分審議の上、豫算實踐の効果を完全に爲したるや、否やを監視すべき義務を有するのである。

決算認定の町村會には町村長、助役は共に議長の職務を行ふことが出来ない。蓋し町村長及助役は町村の收支を命令し、且常に監督の責任を有し、収入役より受理したる決算に對し審査

の上意見を附して、町村會の認定に付するのであるから、町村會議長の職務を行ふは適正を害する虞があるとの法が禁じてゐる。

町村會に於て決算の認定を爲さざるときは、該決算の效力如何と言ふに、決算は收入役の調製其のものに依つて既に決算たるの效力を發するものであるから、認定の如何が決算の效力を左右するものではない。若し町村會が決算を不當なりとするならば、所謂公益上必要なる意見書を理事者又は監督官廳に提出し、反省を促すの途あるのみである。町村の廢置分合の場合には、消滅した町村の收支決算は其の區域の新に屬した町村會の認定に付すべきものである。

六、決算の告示

決算は豫算と齊しく一般住民に周知せしむべきものであるから、町村會の認定を経た場合は其の認定に関する議決と共に之を府縣知事に報告し、且つ其の要領を告示せねばならぬ。告示要領は豫算の告示の要領の如く、歳入歳出共款及項の科目、決算額を示せばよいのである。

附 録

●町村の豫算に関する法令

- 1 町村制抜萃……………(六)
- 2 市制町村制施行令抜萃……………(八三)
- 3 市制町村制施行規則抜萃……………(八七)
- 4 市町村歳入歳出豫算様式……………(九六)
- 5 町村の豫算に関する行政實例……………(一六三)
- 6 町村の豫算に関する行政裁判例……………(一六九)
- 7 町村豫算併決算に関する諸書式……………(一七三)

●町 村 制

(明治四十四年四月
法律第六十九號)

最近(昭和四年四月)
改正(同第五十七號)

第二條 町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ又將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三十九條 町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

第四十條 町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

- 一 町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二 町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 四 決算報告ヲ認定スル事
- 五 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ノ賦課徴收

ニ關スル事

- 六 不動産管理處分及取得ニ關スル事
- 七 基本財産及積立金穀等ノ設置管理及處分ニ關スル事
- 八 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事
- 九 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 十 町村吏員ノ身元保證ニ關スル事
- 十一 町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ關スル事

第四十二條 町村會ハ町村ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

2 町村會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項町村會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

第四十三條 町村會ハ町村ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ關係行政廳ニ提出スルコトヲ得

第七十二條 町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

2 町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事
- 二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四 證書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事

六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項

第七十三條 町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責及五圓以下ノ過急金トス

第七十四條 町村會ノ議員又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選

舉ヲ行ハシムベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ議決ニ付テハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府縣參事會ノ裁決ヲ請フコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依リ爲シタル町村會ノ議決仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フベシ

3 監督官廳ハ前二項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

4 第一項若ハ第二項ノ裁決又ハ前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

5 第一項又ハ第二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第七十四條ノ二 町村會ノ議決明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スベシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ再議ニ付セズシテ直ニ府縣知事ノ指揮ヲ請フコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依リ爲シタル町村會ノ議決仍明ニ公益ヲ害スト認ムルトキハ町村長ハ府縣知事ノ指揮ヲ請フベシ

3 町村會ノ議決收支ニ關シ執行スルコト能ハザルモノアリト認ムルトキハ前二項ノ例ニ依ル左ニ掲グル費用ヲ削除シ又ハ減額シタル場合ニ於テ其ノ費用及之ニ伴フ收入ニ付亦同ジ

- 一 法令ニ依リ負擔スル費用、當該官廳ノ職權ニ依リ命ズル費用其ノ他ノ町村ノ義務ニ屬スル費用

- 二 非常ノ災害ニ因ル應急又ハ復舊ノ施設ノ爲ニ要スル費用、傳染病豫防ノ爲ニ要スル費用其ノ他ノ緊急避クベカラザル費用

4 前三項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七十五條 町村會成立セサルトキ又ハ第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルトキハ町村長ハ府縣知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スヘキ事件ヲ處置スルコトヲ得

2 町村會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ前項ノ例ニ依ル

3 町村會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シ

テハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

4 前三項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ

第七十六條 町村會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セサルトキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ

2 前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十條 收入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務及第七十七條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

2 町村會ハ町村長ノ推薦ニ依リ收入役故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定ムヘシ但シ副收入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限ニ在ラス

3 副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキ之ヲ代理ス

4 町村長ハ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ會

計事務ニ付テハ豫メ町村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八十九條 收益ノ爲ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ

2 町村ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得

第九十條 舊來ノ慣行ニ依リ町村住民中特ニ財産又ハ營造物ヲ使用スル權利ヲ有スル者アルトキハ其ノ舊慣ニ依ル舊慣ヲ變更又ハ廢止セシムトスルトキハ町村會ノ議決ヲ經ヘシ

2 前項ノ財産又ハ營造物ヲ新ニ使用セントスル者アルトキハ町村ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第九十二條 町村ハ第九十條第一項ノ使用者ヨリ使用料ヲ徵收シ同條第二項ノ使用ニ關シテハ使用料若ハ一時ノ加入金ヲ徵收シ又ハ使用料及加入金ヲ共ニ徵收スルコトヲ得

第九十三條 町村ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

2 町村ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第九十五條 町村ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第九十六條 町村ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

2 町村ハ其ノ財産ヨリ生ズル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第九十七條 町村稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 國稅府縣稅ノ附加稅

二 特別稅

2 直接國稅又ハ直接府縣稅ノ附加稅ハ均一ノ稅率ヲ以テ之ヲ徵收スヘシ但シ第四百十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

3 國稅ノ附加稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ス

4 特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

第九十五條 夫役又ハ現品ハ直接町村稅ヲ準率ト爲シ直接町村稅ヲ賦課セサル町村ニ於テハ直接國稅ヲ準率ト爲シ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ第四百十七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 2 學藝美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得ス
 - 3 夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得
 - 4 夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
 - 5 第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ之ヲ適用セス
- 第九條 使用料手数料及特別税ニ關スル事項ニ付テハ町村條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
- 2 詐欺其ノ他ノ不正ノ行爲ニ依リ使用料ノ徵收ヲ免レ又ハ町村稅ヲ逋脱シタル者ニ付テハ町村條例ヲ以テ其ノ徵收ヲ免レ又ハ逋脱シタル金額ノ三倍ニ相當スル金額(其ノ金額五圓未滿ナルトキハ五圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
 - 3 前項ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料及町村稅ノ賦課徵收ニ關シテハ町村條例ヲ以テ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得財産又ハ營造物ノ使用ニ關シ亦同シ
 - 4 過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アル

トキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

- 5 前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十一條 町村稅、使用料、手数料、加入金、過料、過怠金其ノ他ノ町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

- 2 夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ヲ代フル金額ヲ納メサルトキハ町村長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ
- 3 前二項ノ場合ニ於テハ町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 4 滯納者第一項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ
- 5 第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

- 6 前三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 8 第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス
- 第百十二條 町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、町村ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り町村債ヲ起スコトヲ得
- 2 町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ得ヘシ
- 3 町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 4 前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ
- 第百十三條 町村長ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ遅クトモ年度開始ノ一月前ニ町村會ノ議決ヲ得ヘシ
- 2 町村ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

- 3 豫算ヲ町村會ニ提出スルトキハ町村長ハ併セテ事務報告書及財産表ヲ提出スヘシ
- 第百十四條 町村長ハ町村會ノ議決ヲ得テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得
- 第百十五條 町村費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ町村會ノ議決ヲ得テ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得
- 第百十六條 町村ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ
- 2 特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得
- 3 豫備費ハ町村會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス
- 第百十七條 豫算ハ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ
- 第百十八條 町村ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
- 第百十九條 町村會ニ於テ豫算ヲ議決シタルトキハ町村長ヨリ其ノ謄本ヲ收入役ニ交付スヘシ
- 2 收入役ハ町村長又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他財務ニ關スル規定ニ依リ支出ヲ爲スコトヲ得サ

ルトキ亦同シ

3 前二項ノ規定ハ收入役ノ事務ヲ兼掌シタル町村長又ハ助役ニ之ヲ準用ス
第二百十條 町村ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル
第二百十一條 町村ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ一回臨時検査
ヲ爲スヘシ

2 検査ハ町村長之ヲ爲シ臨時検査ニハ町村會ニ於テ選舉シタル議員二人以上ノ立會ヲ要ス
第二百十二條 町村ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

2 決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ證書類ヲ併セテ收入役ヨリ之ヲ町村長ニ提出スヘシ町村長ハ之
ヲ審査シ意見ヲ附シテ次ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ町村會ノ認定ニ付スヘシ
3 第六十七條第五項ノ場合ニ於テハ前項ノ例ニ依ル但シ町村長ニ於テ兼掌シタルトキハ直ニ町
村會ノ認定ニ付スヘシ

4 決算ハ其ノ認定ニ關スル町村會ノ議決ト共ニ之ヲ府縣知事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

5 決算ノ認定ニ關スル會議ニ於テハ町村長及助役共ニ議長ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

第二百二十三條 豫算調製ノ式、費目流用其ノ他財務ニ關シ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム
第二百二十四條 町村ノ一部ヲシテ財産ヲ有シ又ハ營造物ヲ設ケタルモノアルトキハ其ノ財産又

ハ營造物ノ管理及處分ニ付テハ本法中町村ノ財産又ハ營造物ニ關スル規定ニ依ル但シ法律勅
令中別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

2 前項ノ財産又ハ營造物ニ關シ特ニ要スル費用ハ其ノ財産又ハ營造物ノ屬スル町村ノ一部ノ負
擔トス

3 前二項ノ場合ニ於テハ町村ノ一部ハ其ノ會計ヲ分別スヘシ

第二百三十六條 町村組合ニ關シテハ法律勅令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外町村ニ關スル規
定ヲ準用ス

第四百十一條 監督官廳ハ町村ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳
簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

- 2 監督官廳ハ町村ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 3 上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ町村ノ監督ニ關シテ爲シタル命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第四百十三條 町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ府縣知事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

2 町村長其ノ他ノ吏員其ノ執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得但シ其ノ費用ハ町村ノ負擔トス(第三項略)

第四百十五條 削除

第四百十六條 削除

第四百十七條 左ニ掲グル事件ハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ但シ第一號、第四號、第六號及第十一號ニ掲グル事件ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノハ其ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 町村條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 基本財産及特別基本財産並ニ林野ノ處分ニ關スルコト
- 三 第九十條ノ規定ニ依リ舊慣ヲ變更シ又ハ廢止スルコト
- 四 使用料ヲ新設シ又ハ變更スルコト
- 五 均一ノ稅率ニ依ラスシテ國稅又ハ府縣稅ヲ賦課スルコト
- 六 特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト
- 七 第二百二條第一項、第二項及第四項ノ規定ニ依リ數人又ハ町村ノ一部ニ費用ヲ負擔セシムルコト
- 八 第四百四條ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ町村ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト
- 九 第四百五條ノ準率ニ依ラスシテ夫役現品ヲ賦課スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

十 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

十一 町村債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及還債ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト
但シ第百十二條第三項ノ借入金ハ此ノ限ニ在ラズ

第百五十條 府縣知事ハ町村長、助役、收入役、副收入役、區長、區長代理者、委員其ノ他ノ町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス但シ町村長、助役、收入役及副收入役ニ對スル解職ハ懲戒審査會ノ議決ヲ得テ府縣知事之ヲ行フ（以下略）

●市制町村制施行令

（大正十五年六月）最近（昭和八年十月）
勅令第二百一號）改正（同第二百八十六號）

第一條 市町村ノ設置アリタル場合ニ於テハ市町村長ノ臨時代理者又ハ職務管掌ノ官吏ハ歳入歳出豫算ガ市町村會ノ議決ヲ得テ成立スルニ至ル迄ノ間必要ナル收支ニ付豫算ヲ設ケ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第三條 市町村ノ廢置分合アリタル場合ニ於テハ其ノ地域ノ所ニ屬シタル市町村其ノ事務ヲ承繼ス、其ノ地域ニ依リ難キトキハ府縣知事ハ事務ノ分界ヲ定メ又ハ承繼スベキ市町村ヲ指定ス

2 前項ノ場合ニ於テ消滅シタル市町村ノ收支ハ消滅ノ日ヲ以テ打切り其ノ市町村長（又ハ市町村長ノ職務ヲ行フ者）タリシ者之ヲ決算ス

3 前項ノ決算ハ事務ヲ承繼シタル各市町村ノ市町村長之ヲ市町村會ノ認定ニ付スベシ

4 市制第百四十二條第三項又ハ町村制第百二十二條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 市町村吏員其ノ管掌ニ屬スル現金、證券其ノ他ノ財産ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ但シ避クベカラザル事故ニ原因シタルトキ又ハ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合ニ於テ合規ノ監督ヲ怠ラザリシトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責任ヲ免除スベシ

第三十四條 收入役、副收入役若ハ收入役代理者又ハ收入役ノ事務ヲ兼掌スル町村長若ハ助役

附錄 市制町村制施行令抜萃

市制第三十九條第二項又ハ町村制第一百九條第二項ノ規定ニ違反シテ支出ヲ爲シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償セシムベシ區收入役、區副收入役又ハ區收入役代理者ニ付亦同ジ

第三十五條 市町村吏員其ノ執務上必要ナル物品ノ交付ヲ受ケ故意又ハ怠慢ニ因リ之ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ市町村ハ期間ヲ指定シ其ノ損害ヲ賠償セシムベシ

第五十六條 市町村ハ前條ノ徵收ノ費用トシテ拂込金額ノ百分ノ四ヲ徵收義務者ニ交付スベシ第五十九條ノ二 左ニ掲グル事件ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 水道(大正十年勅令第三百三十一號第一號ニ該當スルモノヲ除ク)、電氣、瓦斯、鐵道、軌道及自動車並ニ中央卸賣市場法ニ依ル市場ノ使用料ニ關スルコト

二 特別稅段別割ヲ除クノ外特別稅ヲ新設シ又ハ變更スルコト

三 据置期間ヲ通ジ償還期限二年度ヲ超スル市町村債及借入ノ翌年度ニ於テ借入金ヲ以テ償還スル市町村債ニ關スルコト

2

前項第三號ニ掲グル事件ト雖モ左ニ掲グルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ

一 傳染病豫防費又ハ急施ヲ要スル災害復舊工事費ニ充ツル爲借入ルル市町村債

二 小學校ノ建築、増築、改築其ノ他小學校設備ノ費用ニ充ツル爲借入ルル市町村債ニシテ据置期間ヲ通ジ償還期限十年度ヲ超エザルモノ

三 前二號ニ掲グル市町村債ノ起債ノ方法、利息ノ定率又ハ償還方法ノ變更

四 市町村債又ハ市町村債ノ起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還方法ノ變更ニシテ内務大臣及大藏大臣ノ指定スルモノ

第六十條 左ニ掲グル事件ハ監督官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

三 公告式、印鑑、書類送達、諸證明、市町村ノ一部ノ區會又ハ區總會ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

四 公會堂、公園、水族館、動物園、植物園、鑛泉、浴場、共同宿泊所、消毒所、產婆、胞衣及產穢物燒却場、幼兒哺育場、商品陳列所、勸業館、農業倉庫、殺蛹乾燥場、種蓄、牛

馬種付所、斃獸解剖場、獸醫、上屋、荷揚場、貯木場、土砂採取場、石材採取場、農具ノ
管理及使用料ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

- 五 手数料、加入金、延滞金及積立金穀等ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 七 特別稅戶數割ヲ新設シ又ハ變更スルコト及之ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改正スルコト
- 八 使用料、特別稅又ハ委員ニ關スル條例ヲ廢止スルコト
- 九 三年度ヲ超エザル繼續費ヲ定メ又ハ其ノ年期限内ニ於テ之ヲ變更スルコト
- 十 繼續費ヲ減額スルコト
- 十一 市町村債ノ借入額ヲ減少シ又ハ利息ノ定率ヲ低減スルコト
- 十二 市町村債ノ借入先ヲ變更シ又ハ債券發行ノ方法ニ依ル市町村債ヲ其ノ他ノ方法ニ依ル市町村債ニ變更シ若ハ債券發行ノ方法ニ依ラザル市町村債ヲ債務發行ノ方法ニ依ル市町村債ニ變更スルコト
- 十三 市町村債ノ償還年限ヲ短縮シ又ハ其ノ償還年限ヲ延長セズ且利息ノ定率ヲ高メズシテ

借替ヲ爲シ若ハ繰上償還ヲ爲スコト但シ外資ニ依リタル市町村債ノ借替又ハ外資ヲ以テスル借替ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 十四 市町村債ノ償還年限ヲ延長セズシテ不均等償還ヲ元利均等償還ニ變更シ又ハ年度内ノ償還期若ハ償還期數ヲ變更スルコト
- 十五 府縣ノ基金若ハ資金又ハ市町村ニ轉貸ノ爲主務大臣ノ許可ヲ得テ借入レタル府縣債ノ收入金ヨリ借入ルル市町村債ヲ起シ又其ノ起債ノ方法、利息ノ定率又ハ償還方法ヲ變更スルコト
- 十六 市町村債ニ關スル條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

●市制町村制施行規則

(大正十五年六月
內務省令第十九號)

最近(昭和六年八月)
改正(同第二十一號)

第三章 市町村ノ財務

第三十三條 市町村稅其ノ他一切ノ收入ヲ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トシ歲入歲出ハ豫算ニ編
附錄 市制町村制施行規則抜萃

入スベシ

第三十四條 各年度ニ於テ決定シタル歳入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スベキ歳出ニ充ツルコトヲ得ズ
第三十五條 歳入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度
- 二 定期ニ賦課スルコトヲ得ザルガ爲特ニ納期ヲ定メタル收入又ハ隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發スルモノハ令書又ハ告知書ヲ發シタル日ノ屬スル年度
- 三 隨時ノ收入ニシテ徵稅令書、賦課令書又ハ納額告知書ヲ發セザルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ市町村債、交付金、補助金、寄附金、請負金、償還金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ收入ヲ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其ノ豫算ノ屬スル年度

第三十六條 歳出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

- 一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料、其ノ他

ノ給與、傭人料ノ類ハ其ノ支給スベキ事實ノ生ジタル時ノ屬スル年度但シ別ニ定マリタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

二 通信運搬費、土木建築費其ノ他物件ノ購入代價ノ類ハ契約ヲ爲シタル時ノ屬スル年度但シ契約ニ依リ定メタル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

三 市町村債ノ元利金ニシテ支拂期日ノ定アルモノハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

四 補助金、寄付金、負擔金ノ類ハ其ノ支拂ヲ豫算シタル年度

五 缺損補填ハ其ノ補填ノ決定ヲ爲シタル日ノ屬スル年度

六 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外ハ總テ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度

第三十七條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歳入ニ編入スベシ但シ市町村條例ノ規定又ハ市町村會ノ議決ニ依リ剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入スル場合ニ於テハ繰越ヲ要セス之ガ支出ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 市町村稅ハ徵稅令書ニ依リ夫役現品ハ賦課令書ニ依リ負擔金、使用料、手数料、

附錄 市制町村制施行規則抜萃

加入金、過料、過怠金及物件ノ賃貸料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ徵收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ收入スベシ但シ市制町村制施行令第五十三條ノ規定ニ依リ徵收スル市町村稅及急迫ノ場合ニ賦課スル夫役並納額告知書又ハ納付書ニ依リ難キモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 支出ハ債主ニ對スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十條 左ノ經費ニ付テハ市町村吏員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該吏員ニ前渡スルコトヲ得

一 市町村債ノ元利支拂

二 外國ニ於テ物品ヲ購入スル爲必要ナル經費

三 市町村外遠隔ノ地ニ於テ支拂ヲ爲ス經費

2 特別ノ必要アルトキハ前項ノ資金前渡ハ市町村吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 旅費及訴訟費用ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 前二條ニ掲グルモノノ外必要アルトキハ市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ資金前渡

又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 前金支拂ニ非ザレバ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ付テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 歳入ノ誤納過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歳入ヨリ支拂フベシ

2 歳出ノ誤拂過渡ト爲リタル金額、資金前渡、概算拂、前金拂及繰替拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入スベシ

第四十五條 出納閉鎖後ノ收入支出ハ之ヲ現年度ノ歳入歳出ト爲スベシ前條ノ拂戻金戻入金ノ出納閉鎖後ニ係ルモノ亦同ジ

第四十六條 繼續費ハ毎年度ノ支拂殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄遞次繰越使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村長ハ翌年度四月三十日迄ニ繼續費繰越計算書ヲ調製シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市ニ在リテハ市參事會ニ、町村ニ在リテハ町村會ニ報告スベシ

第四十七條 歳入歳出豫算ハ必要アルトキハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ別ツベシ

町村の豫算附決算

2 歳入歳出豫算ハ之ヲ款項ニ區分スベシ

第四十八條 歳入歳出豫算ニハ豫算説明ヲ附スベシ

第四十九條 特別會計ニ屬スル歳入歳出ハ別ニ其ノ豫算ヲ調製スベシ

第五十條 市町村歳入歳出豫算ハ別記市町村歳入歳出豫算様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第五十一條 繼續費ノ年期及支出方法ハ別記繼續費ノ年期及支出方法様式ニ依リ之ヲ調製スベシ

第五十二條 豫算ハ會計年度經過後ニ於テ更正又ハ追加ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十三條 豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

2 豫算各項ノ金額ハ市町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第五十四條 決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ左ノ事項ノ計算ヲ明記シタル説明ヲ附スベシ

歳入ノ部

歳入豫算額

繼續費繰越財源豫定額

調製済歳入額

收入済歳入額

不納缺損額

收入未済入額

歳出ノ部

歳出豫算額

豫算決定後増加歳出額

支出済歳出額

翌年度繰越額

不用額

附錄 市制町村制施行規則抜萃

町村の豫算決算

第五十五條 會計年度經過後ニ至リ歳入ヲ以テ歳出ニ充ツルニ足ラザルトキハ府縣知事ノ許可ヲ得テ翌年度ノ歳入ヲ繰上ゲ之ニ充用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ充用ニ要スル額ヲ翌年度ノ歳入歳出豫算ニ編入スベシ

第五十六條 市ハ其ノ歳入歳出ニ屬スル公金ノ受拂ニ付郵便振替貯金ノ法ニ依ルコトヲ得

第五十七條 市町村ハ現金ノ出納及保管ノ爲市町村金庫ヲ置クコトヲ得

第五十八條 金庫事務ノ取扱ヲ爲サシムベキ銀行ハ市町村會ノ議決ヲ經テ市町村長之ヲ定ム

第五十九條 金庫ハ收入役ノ通知アルニ非ザレバ現金ノ出納ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ現金ノ出納保管ニ付市町村ニ對シテ責任ヲ有ス

第六十一條 市町村ハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ヨリ擔保ヲ徵スベシ、其ノ種類、價格及程度ニ

關シテハ市町村會ノ議決ヲ經テ市町村長之ヲ定ム

第六十二條 金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ノ保管スル現金ハ市町村ノ歳入歳出ニ屬スルモノニ限り支出ニ妨ゲナキ限度ニ於テ市町村ハ其ノ運用ヲ許スコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ金庫事務ノ取扱ヲ爲ス者ハ市町村ノ定ムル所ニ依リ利子ヲ市町村ニ納付スベシ

第六十三條 收入役ハ定期及臨時ニ金庫ノ現金帳簿ヲ検査スベシ

第六十四條 市町村ハ收入役ヲシテ其ノ保管ニ屬スル市町村會計現金ヲ郵便官署又ハ銀行若ハ信用組合ニ預入セシムルコトヲ得

2 前項ノ銀行及信用組合ニ付テハ府縣知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六十五條 第三十三條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第六十六條 第三十三條乃至第五十五條及前條ノ規定ハ市町村ノ一部ニ之ヲ準用ス

第四章 市制第六條ノ市ノ區

第六十七條 (略)

第六十八條 第三十三條乃至第六十五條ノ規定ハ市制第六條ノ市ノ區ニ之ヲ準用ス

附錄 市制町村制施行規則抜萃

町村の歳算算決算

附 則 (昭和五年五月内務省令第二十一號)

本令中第四十六條ノ規定ハ昭和五年度ニ繰越スモノヨリ之ヲ適用シ其ノ他ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ期限ハ昭和五年度ニ限り六月三十日トス

●市町村歳入歳出豫算様式

大正何年度何府(縣)何市(何郡何町(村))歳入歳出豫算

歳入	歳入豫算高
一金	
又ハ	
一金	經常部豫算高
一金	臨時部豫算高
合計金	

歳出

一金	歳出豫算高
又ハ	
一金	經常部豫算高
一金	臨時部豫算高
合計金	

歳入歳出差引

残 金(ナシ)

歳計剰餘金ヲ翌年度ニ繰越サズシテ基本財産ニ編入セントスル場合ニハ左ノ通記載スベシ
歳計剰餘金ハ全部基本財産ニ編入
又ハ

歳計剰餘金ノ内何歩基本財産ニ編入

附録 市町村歳入歳出豫算様式

町村の豫算決算

大正何年度何府(縣)何市(何郡何町(村))歳入歳出豫算

歳入		歳出		豫算		説明	
科	款	項目	豫算額	種目	本年度	前年度	増減附記
円	円	円	円	円	円	円	
一 財産ヨリ生ズル収入	一 基本財産収入			一 何々			
	二 小學校(何學校)基本財産収入			二 何々			
				一 何々			
				二 何々			

附錄 市町村歳入歳出豫算様式

歳入		歳出		豫算		説明	
科	款	項目	豫算額	種目	本年度	前年度	増減附記
円	円	円	円	円	円	円	
二 使用料及手数料	一 使用料			一 何々			
	二 手数料			二 何々			
				一 何々			
				二 何々			

附錄 市町村歳入歳出豫算様式

歳入	十六 市(町)(村)債		一 市(町)(村)債	一 何々	二 何々	一 何々	二 何々
	歳入	合計					
歳出	二 現品		一 何々	一 何々	二 何々	一 何々	二 何々
	歳出	合計					
經常部							

町村の豫算所決算

一 夫役	十五 夫役及現品		十四 特別税何々	十三 特別税戸別	一二 特別税段別	十一 特別税戸數	一 何々
	一 何々	二 何々					
(108)							

科	款	項目	豫算額		種目	豫算額		増減附記
			本年度	前年度		本年度	前年度	
	一 神社費	一 神饌幣帛料	圓					
	二 會議費	一 費用辨償						
		二 給料料			一 何々			
					二 何々			
					一 何々			
					二 何々			

科	款	項目	豫算額		種目	豫算額		増減附記
			本年度	前年度		本年度	前年度	
	三 役所(役場)費	三 雜給			一 何々			
		四 需用費			一 何々			
					二 何々			
		一 報酬			一 何々			
					二 何々			

- 一 常臨時ノ二部ニハ各計ヲ設ケ更ニ歳入合計ヲ掲載スベシ
- 二 歳出ヲ經常臨時ノ二部ニ分ツノ必要ナキトキハ各款ヲ通ジテ歳出合計ヲ掲載スベシ
- 三 豫算金額ハ圓位ニ止ムルモ妨ゲナシ
- 四 増減欄ノ減ハ朱書ト爲シ又ハ△ヲ附スベシ
- 五 豫算説明ノ部分ハ別ニ調製スルモ妨ゲナシ
- 六 歳入

イ 基本財産ハ一般ト特別トヲ区分シ且特別基本財産ハ其ノ種類ノ異ナル毎ニ別項ト爲スベシ例ヘバ「小學校（又ハ何學校）基本財産」、「公園（何公園）基本財産」等ノ如シ

ロ 豫算説明欄ニハ豫算ノ計算ノ基ク所ヲ明ナラシムヲ旨トシ種目ノ分別ニ付テハ特ニ注意スベシ例ヘバ財産ヨリ生ズル收入（款）基本財産收入（項）ノ説明ニ付テハ種目ハ「小作米」、「貸地料」、「木竹其ノ他賣拂代金」、「貸家料」、「貸付金穀利子」、「預金利子」、「公債利子」、「株券配當金」等ノ類ト其ノ附記欄ニハ「小作米」ニ付テハ土地ノ所在地、地目、

段別、一段歩當、數量、單價及金額又「貸地料」ニ付テハ土地ノ所在地、地目、段別又ハ坪數及金額ヲ掲載シ其ノ地上權者ヨリ收得スル地代、永小作權者ヨリ收得スル小作料、土地ノ賃借人ヨリ收得スル借賃ノ類ニシテ現米ナルトキハ總テ之ヲ「小作米」ニ現金ナルトキハ總テ之ヲ貸地料ニ算入スベシ又「木竹其ノ他賣拂代金」トハ立木竹ノ賣拂代金ハ勿論落葉、落枝、柴草、土石、樹根、草根、切芝ノ採取又ハ採掘等ノ種別ニ從ヒ各數量、單價及金額ヲ掲載スベシ

ハ 使用料（項）ニ對スル説明種目ノ欄ニハ市制町村制ニ所謂使用料例ヘバ「公園（何公園）使用料」、「屠場使用料」、「水道使用料」ノ如キハ勿論他ノ法令ニ依ル使用料例ヘバ「小學校（何學校）授業料」、「幼稚園（何幼稚園）保育料」、「圖書閱覽料」、「道路占用料」ノ類ヲモ其ノ各附記欄ニハ件數、金額ヲ掲載スベシ

ニ 手数料（項）ニ對スル説明種目ノ欄モ亦市町村制ニ所謂手数料例ヘバ「證明手数料」、「督促手数料」ノ如キハ勿論他ノ法令ニ依ル手数料例ヘバ「戶籍手数料」、「寄留手数料」、「馬

籍簿閲覧手数料」ノ類ヲモ掲載シ其ノ各附記欄ニハ件數、金額ヲ掲載スベシ

七 雑收入ノ項ヘ小學校(何學校)雜入、繰替金戻入、加入金等ノ類トシ其ノ説明種目例ヘバ「小學校(何學校)雜入」ニ對シテハ「物件賣拂代金」、「不用品賣拂代金」ノ類、又「繰替金戻入」ニ對シテハ「召集旅費繰替金戻入」、「行旅病人及死亡人取扱費繰替金戻入」、「精神病者監護費繰替金戻入」ノ類トス仍雜收入ニ付テハ他ノ各款ニ屬セザル諸收入ヲ掲載スベシ

八 市町村税中地租其ノ他ノ各附加税ニ付テハ説明附記欄ニ其ノ本税額及課率ヲ掲載シ仍特別税戸數割又ハ戸數割ヲ賦課セザル市町村ニ於テ戸數割ニ代ヘ賦課スル家屋税附加税ニ付テハ現在戸數及平均一戸當ノ金額ヲモ掲載スベシ

九 歳出

イ 豫算説明ノ欄ニハ計算ノ基ク所ヲ明ナラシムルヲ旨トシ種目ノ分別ニ付テハ特ニ注意スベシ例ヘバ役所(役場)費(款)報酬(項)ノ説明ニ付テハ種目ハ「町(村)長報酬」、「市參

與報酬」、「助役報酬」、「區長報酬」、「區長代理者報酬」、「委員(何委員)報酬」ノ類トシ其ノ各附記欄ニハ例ヘバ「町(村)長報酬」ニ付テハ一年何圓ノ類ヲ掲載スベシ

ロ 給料(項)ニ對スル説明種目ノ欄ニハ「市(町)(村)長給料」、「市參與給料」、「助役給料」、「收入役給料」等ノ類トシ其ノ各欄ニハ例ヘバ「助役給料」ニ付テハ年俸又ハ月俸何圓幾人ノ類ヲ掲載スベシ

ハ 雜給(項)ニ對スル説明種目ノ欄ニハ「費用辨償」、「旅費」、「手當」、「給仕及使丁給」、「傭人料」、「賞與」、「退職料」、「退職給與金」、「死亡給與金」、「遺族扶助料」ノ類トシテ其ノ各附記欄ニハ例ヘバ「費用辨償」ニ付テハ町(村)長何圓、助役何圓ト掲載スベシ

ニ 需用費(項)ニ對スル説明種目ノ欄ニハ「備品費」、「消耗費」、「印刷費」、「通信運搬費」、「賄費」、「被服費」、「借家料」、「電燈費」、「電話費」、「雜費」ノ類トシ其ノ各附記欄ニハ例ヘバ「備品費」ニ付テハ何器具新調費何圓、何機械修繕費何圓、書籍購買代金何圓、又「消耗品費」ニ付テハ筆紙墨代金何圓、薪炭油茶代金何圓ノ類ヲ掲載スベシ

町村の豫算解決

- 十 市ニ於テ市會費ト市參事會費トヲ區分セントスルトキハ會議費ノ款ヲ市會費市參事會費ト分記シ各款ノ下ニ「費用辨償」、「給料」、「雜給」、「需用費」等ノ項ヲ設クベシ
- 十一 小町村ニ於テハ各款ノ下給料ト雜給、需用費ト修繕費トヲ合セテ各一項ト爲スモ妨ゲナシ
- 十二 小學校費ヲ學校毎ニ區分シタル場合ニ於テ各校共通ノ費用アル時ハ別ニ一款ヲ設ケテ掲載スベシ
- 十三 小學校(何學校)費、幼稚園(何幼稚園)費及圖書館(何圖書館)費ノ款ハ之ヲ合セテ教育費トシ其ノ項ハ之ヲ小學校(何學校)費、幼稚園(何幼稚園)費及圖書館(何圖書館)費トシ給料、雜給、需用費等ハ之ヲ説明種目ト爲スモ妨ゲナシ
- 十四 諸稅及負擔(款)ハ諸稅(項)ト負擔(項)トニ分テ「諸稅」ノ説明種目ハ「地租」、「地租附加稅」、「水利組合費」ノ類トシ其ノ附記欄ニハ市(町)(村)有土地等ニ對スル分ヲ掲載シ又「負擔」ノ説明種目ハ「何町(村)外何ヶ村組合費負擔」ノ類トス

- 十五 雜支出ノ項ハ「滯納處分費」、「繰替金」、「過年度支出」ノ類其ノ他他ノ各款ニ屬セザル諸支出ヲ掲載スベシ
- 十六 特ニ必要アルトキハ本様式ニ掲グル歳入歳出科目ノ外適宜ニ款項目ヲ設クルモ妨ゲナシ
- 十七 市町村組合、町村組合ニ於テハ分賦法ニ依ルモノハ歳入科目「市町村稅」ノ款ヲ「分賦金」トシ左ノ例ニ依ルベシ

分賦金	科 款 項 目	豫算額	豫算說明		
			種 目	本年度 豫算額	前年度 豫算額
一 何市分賦金		圓		圓	圓

科	款	項	大正何大正何大正何大正何大正何					計	種目	金額	附記	説明
			年度	年度	年度	年度	年度					
	一何費	一給與	圓	圓	圓	圓	圓	一何々				
		二雜給						二何々				
		三需用費						一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				
								二何々				
								一何々				

- 2 村社ノ維持費 村社ハ民間信徒ニ於テ維持保存スヘキモノニシテ法律上村行政ニ屬スル營造物ニアラサレハ村費ヲ以テ其ノ維持修繕費ヲ支出スヘキモノニアラス
- 3 繰替金支出ノ制限 市町村ハ法律勅令ノ規定ニ依ルモノノ外繰替支出ヲ爲スコトヲ得サルモノトス
- 4 私立學校ニ對スル補助 市町村ハ市町村會ノ議決ニ依リ其ノ市町村ノ私立學校ニ對シ補助ヲ與フルコトヲ得
- 5 電話架設費寄附 町村ニ於テ其ノ公益上必要アル場合ハ電話架設費ニ對シ寄附スルモ妨ナシ
- 6 町村ノ交際費 町村行政上必要ナル費用ハ交際費ノ名目ヲ以テセサルモ當該科目ニ計上シ然ルヘク而シテ町村ノ交際費ヲ認ムルハ却テ濫費ノ弊ヲ醸スノ虞アルヲ以テ之ヲ認メサルヲ可トス
- 7 トラホーム豫防檢診費ノ負擔 「トラホーム」豫防法第五條ニ依リ府縣令ヲ以テ「トラホーム」

- 豫防ニ關スル施設ノ一トシテ市町村長ニ檢診ノ施行ヲ命シタル場合ニ於ケル該檢診ニ要スル費用ハ其ノ市町村ノ負擔トス
- 8 費途明瞭ノ費用ノ追加 費途ノ明瞭ナルモノハ當該費目ニ追加ヲ爲スヘク之ヲ豫備費ニ追加スルハ適當ナラス
 - 9 一時積立金ト豫算 一時積立金ハ歳出經常部ニ計上スヘキ限ニアラス
 - 10 繰上充用量ト歳出豫算 翌年度歳入繰上充用ハ歳出豫算ニ計上スヘキ筋合ニシテ歳計餘剰金中ヨリ支辨スヘキモノニアラス
 - 11 一旦充用シタル豫備費ノ繰戻 一旦豫備費ヨリ充用支出シタル金額ヲ後日關係科目ニ豫算ヲ追加シ之ヲ豫備費ニ繰戻スカ如キハ不可然義ニ有之若シ豫備費ノ豫算ニ不足ヲ生スルコトアラハ豫備費豫算ノ追加ヲ爲セハ足ル義トス
 - 12 夫役豫算ノ更正 大正十三年度ニ於テ賦課スヘキ夫役ニ關シテハ假ヘ其ノ後事業ノ繰越又ハ縮少ニ因ルト雖モ年度經過後ニ至リ豫算額ヲ更正スルカ如キハ不可然

13 税金ト收入役カ預金シタル利子 町村税金ノ保管トシテ銀行ニ預金シタル場合ノ利子ハ當然
町村ノ收入トナスモノナリ

●豫算式の豫算科目

1 市町村豫算式ノ省略 市町村豫算式ヲ簡略ニスルトキハ豫算ト豫算説明トヲ混同スルコトト
爲リ然ルヘカラス又市町村税ニ付説明ノ種目ニ記載スヘキモノハ豫算ノ項ニ記載スルモノト
同一ナルヲ要スルモ特別税ノ文字ヲ略スルハ差支ナシ(大正二、一、三〇)

2 豫算式ト款ノ新設 大正元年内務省令第十八號市町村豫算式ハ款ヲ限定シタル趣旨ニアラス
費目ノ性質カ雜支出以外ノ各款ニ屬セス又雜支出ニ編入スルモ適當ナラサルモノハ別ニ款ヲ
設ケ整理スルモ差支ナシ(大正二、三、一九)

3 衛生費ノ款 市豫算ニ衛生費ナル新款ヲ設ケ傳染病豫防費等ヲ其ノ項ト爲シタルハ違式トス
(大正二、四、一五)

4 豫知スヘカラサル收入 傳染病豫防費補助金ハ其ノ性質上豫知スヘカラサルモノニアラサル
ヲ以テ「豫知スヘカラサル收入」ノ科目ニ整理スルハ適當ナラス(大正七、六、一九)

5 印刷ニ脱落シタル豫算 歳入出豫算中一、二款項目ノ印刷脱落セル豫算案ヲ縣參事會ノ審査
ニ附シ(歳入出總計ニハ右款項ノ金額ヲ含ム)參事會ハ之ニ心付カス各款項豫算ノ説明ニ付
審査シ縣會ヘ提案シタルモノナリトスルモ右提案セサリシ部分ハ更ニ追加豫算ノ形式ニ依リ
提案スヘキモノトス(大正一〇、一二)

6 收入證紙ト豫算科目 使用料及手数料ヲ徴收スル方法トシテ收入證紙ヲ發行スルトキハ歳入
豫算使用料及手数料ノ款内ニ證紙收入ノ項ヲ設ケ整理セシメ然ルヘシ(大正五、三)

7 夫役現品ト款ノ設定 夫役現品ニ代フルニ金錢ヲ以テ納入セシムル場合ハ豫メ歳入豫算中
「夫役現品代納金」ナル一款ヲ設ケテ收入シ其支出ハ歳出豫算中當該費目ニ編入スヘキモノト
ス(明治三三、九、二七)

8 豫算超過ノ支出 豫算超過ノ支出ヲ爲スハ不可ナリ假リニ豫算超過ノ支出ヲ爲シ得ル旨ノ附

町村の豫算及決算

審決議アリトスルモ決算ニ示スカ如ク豫算額ヲ超過シテ支出スルハ不可然義ナリ(大正一一、五、九)

9 交際費ノ豫算超過ノ支出 重要港灣ヲ擁スルノ特種關係アリトスルモ交際費ノ如キ費目ノ性質上豫算超過ノ支出ヲ爲スハ努メテ之ヲ避クヘキモノトス(大正一四、九、一)

10 特別會計ノ決算 特別會計ノ決算ニ於テ豫備費設ナキニ拘ラス豫算ノ超過ノ支出ヲ爲シタルハ適當ナラス(大正一三、三、二九)

11 決算ノ附記 豫算超過ノ支出ニ對スル款内流用ニ依リ支出セル額又ハ豫備費ヨリ支出セル額附記欄ニ記入ナキモ將來必ス記載スヘキモノトス(大正七、七、一六)

12 市町村ノ收入取扱方ニ關スル通牒 市町村ノ收入ハ總テ收入役之ヲ取扱フヘキモノナレハ之ニ對スル領收證モ亦收入役ノ名義ヲ以テ發スヘキモノトス(明治二六、三、一六縣甲第七號)

13 豫算ノ調製様式 豫算ハ必ス省令所定ノ様式ニ依リ之ヲ調製スルヲ要ス彼ノ追加又ハ更正豫算ヲ某款若ハ某項金若干ト棒書シ以テ市町村會ニ附議スルカ如キハ違令ノ處置ナリトス

(年月日不詳)

●町村の豫算に關する行政裁判例

1 裁判所建築費 町村稅トシテ賦課シ得ヘキモノハ其ノ町村ノ公盛上必要ナル支出ナラサル可カラス裁判所建築費ハ専ラ國庫ノ負擔ニ屬スルヲ以テ町村必要ノ支出ニアラス(明治二五、一〇、二〇宣告)

2 訴訟費用ノ負擔 村會ノ議決ヲ經テ里道ノ修繕工事ヲ村長ニ於テ執行シタルニ起因スル訴訟費用ハ村長一己ノ費用ナリト謂フヲ得ス從テ該費用ハ其ノ村ノ負擔ニ屬スヘキモノトス(明治二七、五、一四宣告)

3 必要ナル費用ハ町稅賦課 公共事務ニ該當スル必要費用ハ其ノ町民各自ノ承諾ヲ需ムルコトナク町稅トシテ賦課徵收スルコトヲ得(明治二九、五、二六、宣告)

4 有給吏員ノ旅費ト村費負擔 有給吏員ハ其ノ職務ヲ帶ヒテ他へ出張スルノ必要アルモノトス

附錄 町村の豫算に關する行政裁判例

而シテ有給吏員ニ對スル旅費ヲ村稅豫算額ニ編入シ村會ニ於テ之カ賦課ノ議決ヲ爲シタルハ
違法ニアラス(明治三〇、四、八、宣告)

5 代理助役ニ對スル報酬 村長闕員中村長ニ代リテ其ノ職務ヲ執リタル助役ニ對シテ村長ニ給
與スヘキ報酬ヲ與ヘタルハ不法ニアラス(明治三一、一一、一一、宣告)

6 町村會議員ノ實費辨償 町村會議員ノ實費ヲ辨償スルハ法律ノ許ササル所ナルヲ以テ之ヲ町
村ニ必要ナル費用ナリトスル町村會ノ議決ハ無効ナリ(明治三三、五、一八宣告)

7 高等小學校ノ費用 高等小學校ハ小學校令ニ依リ町村ニ於テ設置シ得ヘキモノナレハ其ノ費
用ハ本條ニ所謂必要ナル支出ニ非スト謂フコトヲ得ス(明治四五、二、二八、宣告)

8 一時借入金ノ利子 一時借入金ノ利子ヲ借入年度内ニ支拂ハサリシ場合ニハ翌年度ノ豫算ニ
計上スルモ違法ニアラス(大正四、七、七宣告)

9 期限後ノ豫算議決ト其ノ效力 本條ノ期限後ニ豫算表ヲ議決シタルハ手續上ノ瑕瑾ヲ免レサ
ルモ議決ノ效力ニ影響ヲ及ホサス從テ該議決ニ基キタル本稅ノ賦課ハ之ヲ取消スヘキモノニ

非ス(明治三五、一二、一二二宣告)

10 繼續費ノ設定方法 町村カ繼續費ヲ設クルニハ繼續年期及各年度ノ支出ヲ定ムルコトヲ要ス
(大正二、一、八宣告)

11 追加更正豫算 豫算ヲ更正議決スルニ當リ歳入追加額ヨリ既定歳入豫算ノ減額カ少キ場合ニ
於テモ其ノ差額ヲ歳出ニ追加シタルトキハ豫算ニ錯誤アリト云フコトヲ得ス(大正五、一一、
一〇宣告)

12 村豫算ノ取消ノ訴 村會ノ豫算議決ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス(大正一五、
五、二九裁決)

13 町村歳出豫算議決ニ伴フ補助及寄附ニ關スル訴 法律勅令中町會ノ豫算議決ノ取消ヲ求ムル
行政訴訟ヲ許シタル規定ナシ(昭和八、六、六裁決)

14 豫算ノ發案權 豫算ノ發案權ハ理事者ニ屬ス故ニ議會ガ理事者ノ發案以外ニ於テ一項ヲ新設
スルカ如キハ修正權ノ範圍ヲ超越シタルモノトス(明治二八、七、三宣告)

町村の豫算並決算

15前年度ノ繰越金ノ編入 一村ノ歳入歳出豫算ニ前年度繰越金ヲ編入セサルハ不當ナリト主張スル事件ニ關シ行政訴訟ヲ許スノ法令ナシ(明治三〇、一一、一八宣告)

●町村の豫算並決算に關する諸書式

(一) 豫算ノ報告

何第何號

年 月 日

何町(村)長氏

名 印

何府(縣)知事氏

名 殿

豫算報告ノ件

昭和何年何月何日日本町(村)會ノ議決ヲ經タル昭和何年度本町(村)歳入歳出(追加)(更正)(追加更正)豫算別冊ノ通及報告候也

備考

一 別冊トシテ町(村)會ニ於テ議決セル豫算添付ノコト

二 町村制第七十五條ノ規定ニ依リ知事ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ處置シタルトキ及同法第七十六條ノ規定ニ依リ専決處分シタルトキモ本例ニ準ジ報告ノコト

(二) 豫算ノ要領告示

何町(村)告示第何號

昭和何年何月何日日本町(村)會ノ議決ヲ經タル何年度歳入歳出(追加)(更正)(追加更正)豫算ノ要領左ノ通

年 月 日

何町(村)長氏

名

歳 入

昭和何年度何府(縣)何郡何町(村)歳入歳出(何々)豫算

第一款 何々金 何程

第一項 何々金 何程

附錄 町村の豫算並決算に關する諸書式

町村の豫算計決算

第二款 何々金 何程

第一項 何々金 何程

歳入合計金 何程

歳出

經常部

第一款 何々金 何程

第一項 何々金 何程

經常部計金 何程

臨時部

第一款 何々金 何程

第一項 何々金 何程

臨時部計金 何程

歳出合計金 何程

(三) 町村長ヨリ收入役へ豫算書原本ノ交付

何第何號

年月日

何町(村)收入役氏

名殿

何町(村)長氏

名 印

豫算ノ謄本交付ノ件

左記豫算ノ謄本町村制第百十九條ニ依リ別冊ノ通及交付候也

記

一 昭和何年度何町(村)歳入歳出豫算

二 同 町(村)營質庫歳入歳出豫算

三 同 罹災救助基本財産歳入歳出豫算

四 昭和何年度何町(村)歳入歳出(追加)(更正)(追加更正)豫算

附録 町村の豫算並決算に關する諸書式

町村の豫算附決算

備考

- 一 議決年月日ニハ各豫算毎ニ必ズ記載シ且「右原本ナリ」ト記載ノ上町(村)長ノ職氏名ヲ記シ職印押捺ノコト
- 二 豫算ニ許可又ハ認可ヲ受クルヲ要スベキ費目アルトキハ其事項ノ許可又ハ認可ヲ受ケ確定シタル豫算原本ヲ交付スベキモノナリ

(四) 特別會計設置ニ關スル議決書

議案第 何 號

特別會計設置ノ件

本町(村)ニ昭和何年度ヨリ左ノ特別會計ヲ設置スルモノトス

- 一 町(村)營質庫
- 二 罹災救助基本財産

年 月 日提出

何町(村)長氏 名

(五) 明ニ公益ヲ害スル議決再議命令
收支執行不能議決等ノ再議命令

再議 達書

何 第 何 號

何 町 (村) 會

何年何月何日其ノ會ノ議決シタル何年度何町(村)歳入出豫算(追加更正豫算)中歳出經常部(臨時部)第何款第何項第何目ノ修正ハ何々(左記ノ理由)ニ依リ明カニ公益ヲ害スル(町村ノ收支ニ關シ執行スル能ハサル)(法令ニ例リ負擔スル費用ヲ減額シタル)(何々)モノナリ仍テ町村制第七十四條ノ二第一項(第三項)ニ基キ本職ノ意見(本府(縣)知事ノ指揮)ニ依リ別紙ノ通再議ニ付ス

年 月 日

何町(村)長氏 名 印

記

何々……………(理由ヲ記載スルコト)

附錄 町村の豫算並決算に關する諸書式

(別紙 豫算書略)

(六) 明ニ公益ヲ害スル議決、收ノ指揮稟請書
支執行不能ノ議決等ノ場合

何町(村)會議決ニ付指揮稟請

何第何號

何年何月何日日本町(村)會ノ爲シタル何々ノ議決ハ明カニ公益ヲ害シ(收支ニ關シ執行スル能ハサルモノト認ム)(法令ニ依リ負擔スル費用、義務費等ヲ削除減額シ)タルモノナリ仍テ町村制第七十四條ノ二ニ基キ御指揮相仰度此段及稟請候也

年 月 日

何町(村)長氏

名 印

何府(縣)知事氏 名 殿

(七) 町村吏員ノ損害賠償ニ關スル議決書

議案第 何號

亡失ニ係ル收入役保管現金(何々)賠償ノ件

本町(村)收入役保管ニ係ル昭和何年度町(村)費金何程同府(縣)税金何程ヲ昭和何年何月何日窃取セラレタリ

右ハ當日收入役ガ金庫ヲ開扉セル儘放任シタルニ基クモノナルヲ以テ市制町村制施行令第三十
四條ニ依リ本町(村)ハ收入役何某ニ對シ來ル何月何日迄ニ其ノ損害ヲ賠償セシムルモノトス

年 月 日提出

何町(村)長氏

名

一 賠償額 何 程

二 賠償期限 何年何月何日(又ハ賠償ヲ命ジタル日ヨリ何日以内)

備考

一 町村會ノ議決ヲ經タル上ハ次例ノ命令書ヲ添ヘ本人へ送達スルコト

二 收入後副收入後ノ違法支出及町村吏員ノ交付ヲ受ケタル物品ノ賠償ニ付テハ本例ニ依ル

(八) 損害賠償命令書

命 令 書

附錄 町村の豫算并決算に關する諸掛式

収入役 氏 名

一金何程 但シ昭和何年度町(村)費及府(縣)税金

其ノ職ニ於テ窃取セラレタル右現金ハ本月何日限り本町(村)ニ對シ其ノ損害ヲ賠償スベシ

年 月 日

何町(村)長氏 名

備考

一 前例ノ議決ヲ經タル上ハ本例ノ命令書ニ納付書ヲ添へ本人ニ交付スルコト

(九) 賠償責任ノ免除ニ關スル議決書

議案第 何 號

賠償責任免除ノ件

本町(村)収入役保管ニ係ル歲計現金ハ昭和何年何月何日本町(村)會ノ議決ヲ經、知事ノ許可ヲ受ケテ株式會社何々銀行へ預入セシメ置キタリ然ルニ収入役ハ同銀行ノ業態不良ナルヲ知り何月何日預金全部ノ拂戻シヲ請求スヘク右銀行ニ至リタル所既ニ營業時間ヲ過キタルヲ以テ其ノ

翌日又出頭シタルニ其ノ日ヨリ向フ一週間ノ休業ト爲リタリ故ニ休業期間滿了ノ翌日改メテ出頭シタルニ又々一ヶ月間ノ休業ト爲リ其ノ後引續キ休業ノ儘破産シ其ノ結果本町(村)収入役ノ有スル債權額金何程ノ何分ノ何ヲ配當セラレ結局金何程ノ回收不可能ト決定シタリ然レドモ右収入役ノ銀行ニ對スル今日迄ノ措置ハ該現金ヲ他ノ者ノ使用ニ供シタル場合正規ノ監督ヲ怠ラサリシモノト認メラルルニ依リ本町(村)ハ其ノ損害賠償ノ責任ヲ免除スルモノトス

年 月 日提出

何町(村)長氏 名

備考

一 議決ノ上ハ次例ニ依リ責任免除ノ告知ヲ發スルコト

(一〇) 賠償責任免除ノ告知書

第何號

年 月 日

何町(村)長氏 名 印

収入役 何 某 殿

附錄 町村の豫算并決算に關する諸書式

町村の豫算及決算

賠償責任免除ノ件告知

貴職保管ニ係ル本町(村)歳計現金ニシテ株式会社何々銀行へ預入シタルモノノ内銀行破産ノ結果回収不能ト決定ノ分金何程ノ賠償責任ハ本月何日、町(村)會ノ議決ヲ經テ免除相成候條此段告知候也

(一一) 決算書ノ提出

昭和何年度何町(村)歳入出決算及證書類等別冊ノ通及提出候也

年	月	日	何町(村) 收入役氏	名	印
何町(村) 長氏	名	殿			

決算及證書類目錄

- 一 昭和何年度何町(村)歳入出決算及同説明
- 二 昭和何年度何町(村)特別會計何々歳入出決算
- 三 昭和何年度何町(村)繼續費繰越計算書

四 何々々

備考

- 一 證書類外ハ歳入出ニ屬スル一切ノ帳簿書類ヲ云フ
- 二 別冊トシテ決算書ニ證書類ヲ併セテ六月末日迄ニ町村長ニ提出スルコト

(一二) 決算ニ付スベキ町村長ノ意見書

意見書

町村制第二百二十二條ノ規定ニ依リ本町收入役ヨリ提出ニ係ル別冊昭和何年度何町村歳入歳出決算ハ其ノ併テ提出セル證書類ニ對照審査ヲ遂グル處收支共適正ナルモノト認ム

年	月	日	何町(村) 長氏	名
---	---	---	----------	---

備考

- 一 成ルベク會計ヲ異ニスル毎ニ各別ニ添付スルコト
- 二 意見書ノ日附ハ決算ヲ町村會へ提出スル年月日ト同一日附トスルコト

附録 町村の豫算並決算に關する諸書式

